

No. **144**

2019. 夏号

# 行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



中央アルプス「千畳敷カール」



**長野県行政書士会**

## 行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

### 〔表紙〕 中央アルプス「千畳敷カール」

「千畳敷カール」は、氷河期に氷によって削られ作られた地形です。

バスで標高 1662 m の「しらび平」まで行き、そこからはロープウェイに乗り換えて 7 分半で一気に 2612 m の「千畳敷」に到着です。

四季折々の美しい景色は人々を魅了します。今の季節は、遊歩道内を登山靴ではなくスニーカーなどでも気楽に散策しながら咲き乱れる高山植物を愛でることができます。

(写真提供：中央アルプス観光)



# 目 次

会長就任挨拶	2
定時総会開催報告	4
役員名簿	7
支部長名簿	8
令和元・2年度各部等担当者	9 各部等担当者名簿 ..... 9 役員及び各部担当者 ..... 10
日行連総会	13
業務資料	14 税務課自動車税分室業務の委託について（通知） ..... 14 自動車税申告時のバスの用途確認に係る添付書類について ..... 15 組織名称の変更について（お知らせ） ..... 16 産業廃棄物処理業等の許可申請に係る手引の改定について（通知） ..... 19 公証人の異動について ..... 23 「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」の制定について（通知） ..... 24 従前の許可に係る有効期間の満了日が地方公共団体の休日に当たる場合における更新申請の期限の考え方について（通知） ..... 27 職務上請求書の適正な管理及び使用について ..... 29 京都市証明郵送サービスセンターの開設について ..... 30 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布及び公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布・施行について（通知） ..... 31 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律施行について（相続法の改正） ..... 37
事業報告	38 コスモス市民公開講座 in 小諸 ..... 38 「大人の文化祭」出展報告 ..... 39 大人の文化祭に参加して ..... 40
お知らせ	41 会則施行規則の一部改正について ..... 41 会員名簿掲載内容の確認について ..... 42 長野県行政書士紛争解決センターチラシ ..... 43 令和元年度行政書士試験のご案内 ..... 45 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い ..... 46 斡旋物一覧 ..... 46 長野県収入証紙の販売について ..... 46
会議報告	47
長野県行政書士政治連盟のページ	54 会長就任ごあいさつ ..... 54 定期大会報告 ..... 55
会員の動き	56 入会 ・ 退会 ・ 単位会変更 ・ 法人会員 ・ ご逝去 ..... 56
編集後記	56

# ご挨拶



長野県行政書士会  
会長 山本 準一

長野会会員の皆さまこんにちは。

先般開催されました本会定時総会におきまして3期目の会長に就任をいたしました。あらためてご支援賜りました会員の皆さまに厚く御礼申し上げます。また、日頃は本会会務執行につきまして、ご支援ご協力を戴いておりますこともあわせて感謝申し上げます。

私は4年前に会長に就任し、会員の「共助」と「共生」、「相互扶助の精神」を基本理念に掲げ、会長として会務運営を担い4年が経過いたしました。今後も引き続き本会会務遂行に全力で務めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

さて、行政書士業務に関わる事案として本年4月から慢性的な人手不足を解消し働き手を確保するため、人管難民法が改正され今後5年間で34万人に上る外国人労働者を受け入れる新制度がスタートいたしました。これが行政書士業務の職域拡大に繋がるよう、足枷になることの無いよう、関係行政庁や関係団体等より情報収集を的確に行い、しっかりと対応していきたいと思っております。

「生産性革命」「ひとづくり革命」「働き方改革」を強力に推進する政府の方針を受け、中小企業支援・小規模事業者の持続化をサポートする取組を継続して行っていきたいと思っております。行政書士は個人事業者ですので企業・団体との継続的取引関係を構築することが重要です。いわゆるBtoBを積極的に展開できる環境づくりを図っていく方針です。

そしてまた、昨年度からの空き家問題・所有者不明土地問題・耕作放棄地や遊休農地の問題、また、住宅セーフティネットの支援や、生活困窮者支援・大規模災害時が発生した際の無料相談等の社会貢献事業も行ってまいります。併せて成年後見・ADRは継続して取り組んでまいります。

現在、我が国の社会情勢が大きく変化しています。国のIT総合戦略本部が推し進めている「未来投資戦略」の具体的施策には「規制改革・行政手続簡素化・IT化の一体的推進」「外国人材の活用」等が掲げられています。これらの施策が我々、行政書士の仕事にどのような影響を及ぼし、また効果をもたらすのかを分析し、その結果



に沿って、国民の権利を守るという行政書士の使命を果たさなければなりません。そして国民と行政との懸け橋として、きずなとして、しっかりと存在価値を示さなければなりません。

その価値ある行政書士の在り方のひとつとして、本年2月22日の行政書士記念日を皮切りに「行テラス」という総合相談センターを開設しました。許認可手続きをはじめ、社会の変革に適切に対応していくため、行政手続の相談センター並びに学術的なシンクタンクとしてまた、特定行政書士制度の研究、推進により、国や関係省庁に対して行政手続に関する提言なども行い、「法テラス」や他士業との連携も諮り、活動を始めました。

そして、本会においては、この2月1日から法務省の認証機関として「長野県行政書士紛争解決センター」を開所しました。今年度は行政書士が活躍できる新たなフィールドを獲得するため各業務部は情報収集のため、行政機関や団体・企業にヒアリングを行い、交流活動を活性化する方針です。行政書士の特徴をはっきりと明確化し、他士業との差別化を図り、新しい業務をいち早く開拓することのできる組織体制が必要不可欠です。特に地域に密接に関わる各支部においては「支部活動」を活性化し、本会と連携しての協働をお願いいたします。

会務の基本事項である会員の業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡と注意勧告を徹底し、支部での研修会を充実かつ強化し、会員同士の交流を深め、支部自治・支部ガバナンスを確立して戴きたいと思っております。

本会では会員減少傾向にある中、経常支出の縮減に努め、さらに盤石な財政基盤を構築しつつ、支部活動支援のための政策的支出は積極的に行う方針のもと、本年度から支部交付金を会員一人当たり千円増額しました。

また、本年度も対外的広報を最重要活動項目に掲げ、広報監察部予算を過去最大に確保いたしました。そして、日行連宣伝部長の「ユキマサ君」に負けないようしっかりと外部向け広報活動を行うとともに、監察活動を強化し、非行政書士の排除も徹底して行ってまいります。

我が国においては「地方創生政策」が継続され、地域活性化策が打ち出されています。しかしながら、地域密着型産業が衰退していく現実があります。地域の中小企業をサポートするコンサルタントとしてまた、カウンセラーとして国民から真に信頼される士業となるよう、付加価値のある「行政書士ブランド」造りのための仕掛けはあらゆる手法を駆使し、予算の許す限り行っていく所存ですので、会員の皆様のご協力を切にお願いいたします。

最後に、会員各位の今後益々のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

# 定時総会開催報告

令和元年度定時総会が5月24日(金)午後1時より、長野市のホテル国際21で開催されましたのでご報告いたします。

1 司 会 佐藤総務副部長

2 正 副 議 長 議 長 小林良美代議員 (長野支部)  
副議長 春日博幸代議員 (伊那支部)

3 議事録署名人 古谷 豊代議員 (長野支部)、石丸 誠代議員 (長野支部)

## 4 議 案 審 議

第1号議案	平成30年度事業報告	賛成多数により可決承諾されました。	
第2号議案	平成30年度決算報告	賛成多数により可決承認されました。	
第3号議案	会則の一部を改正する会則(案)	賛成多数により可決承認されました。	
第4号議案	令和元年度事業計画(案)	賛成多数により可決承認されました。	
第5号議案	令和元年度予算(案)	賛成多数により可決承認されました。	
第6号議案	綱紀委員の選任	下記の者が選任されました。(敬称略)	
上田支部	後藤 重雄	諏訪支部	坂本 勇喜
飯田支部	宮嶋 良光	松本支部	小野 清仁
長野支部	大谷 賢男		

第7号議案 役員の選任 下記の者が選任されました。(敬称略)

## 会 長

長野支部 山本 準一

長野支部山本準一会員が立候補し、本会会長選任規則第24条に基づき無投票当選により、山本準一会員が会長に選任された。

## 副会長

諏訪支部 赤羽 康志  
飯田支部 清水 博  
松本支部 松島 茂行

理事

佐久支部 佐藤 佳苗 渡邊 博昭  
上田支部 柳澤 誠  
諏訪支部 関 純子 上島 聡  
伊那支部 赤羽 公彦 春日 博幸  
松本支部 深澤和歌子 岡田 忠興 一之瀬大輔 奈良木利邦  
長野支部 宮下 幸吉 古谷 豊 和田 英幸  
北信支部 高田 勝男

監事

上田支部 林 辰幸  
長野支部 小林 良美



会長あいさつ



日行連関地協常任会長あいさつ



表彰式



議長・副議長あいさつ



総会

# 令和元年度 受賞者名簿

## ○日本行政書士会連合会関東地方協議会会長表彰状

二 瓶 裕 史 (伊那)

以上 1名

## ○長野県行政書士会会長表彰状

土 屋 勝 浩 (上田) 柳 澤 誠 (上田) 仲 村 長 利 (飯田)  
木 下 茂 (飯田) 臼 井 清 文 (松本)

以上 5名

## ○長野県行政書士会会長感謝状

岩 下 理 (佐久) 山 嵯 安 久 (佐久) 宮 坂 通 世 (諏訪)  
矢 亀 史 雄 (伊那) 長 崎 政 明 (長野)

以上 5名

※敬称略、( )内は、所属支部名



# 役員名簿

役職名	氏名	郵便番号	事務所	電話番号
会長	山本 準一	381-0034	長野市大字高田908番地1	026-227-7066
副会長	赤羽 康志	392-0011	諏訪市赤羽根3-30	0266-58-9765
〃	清水 博	395-0811	飯田市松尾上溝2810番地2	0265-22-1171
〃	松島 茂行	398-0002	大町市大町5659番地9	0261-23-7456
理事	佐藤 佳苗	385-0053	佐久市野沢212番地1	0267-62-3653
〃	渡邊 博昭	389-0208	北佐久郡御代田町大字茂沢379番地13	0267-46-1056
〃	柳澤 誠	386-0024	上田市大手1丁目12番23号 BIGUEDA	0268-27-3180
〃	関 純子	394-0042	岡谷市成田町2丁目5番11号	0266-22-3931
〃	上島 聡	392-0016	諏訪市大字豊田1531番地11	0266-53-9559
〃	赤羽 公彦	399-0421	上伊那郡辰野町大字辰野2155番地	0266-41-3834
〃	春日 博幸	396-0013	伊那市下新田3110番地3 コーポ174 1B	0265-74-0477
〃	深澤和歌子	390-0861	松本市蟻ヶ崎6丁目3番18号	0263-33-5634
〃	岡田 忠興	390-0872	松本市北深志3-8-2 サンビレッジ開智 A201	0263-33-8448
〃	一之瀬大輔	399-8602	北安曇郡池田町大字会染6119番地111	0261-62-0056
〃	奈良木利邦	390-0875	松本市城西2丁目1-6 佐野ビル2F	0263-88-7333
〃	宮下 幸吉	389-1105	長野市豊野町豊野1107-1	026-215-3588
〃	古谷 豊	381-2211	長野市稲里町下水鉤397番地	026-214-2382
〃	和田 英幸	387-0011	千曲市杭瀬下三丁目86番地	026-261-3360
〃	高田 勝男	383-0024	中野市東山1番13号	0269-26-5986
監事	林 辰幸	386-0025	上田市天神4丁目6番8号	0268-23-8668
〃	小林 良美	381-0014	長野市大字北尾張部441-1	026-244-2205

## 支 部 長 名 簿

支 部 名	支 部 長 名	事 務 所 所 在 地
佐久支部	さとう かなえ 佐藤 佳苗	〒385-0053 佐久市野沢212番地1 (TEL 0267-62-3653)
上田支部	わかばやし まさお 若林 政夫	〒386-2202 上田市真田町本原2908番地 (TEL 0268-72-4280)
諏訪支部	おぐち けいこ 小口 敬子	〒394-0002 岡谷市赤羽3丁目7番56号 (TEL 0266-22-0080)
伊那支部	あかはね きみひこ 赤羽 公彦	〒399-0421 上伊那郡辰野町大字辰野2155番地 (TEL 0266-41-3834)
飯田支部	しみず ひろし 清水 博	〒395-0811 飯田市松尾上溝2810番地2 (TEL 0265-22-1171)
松本支部	まつしま しげゆき 松島 茂行	〒398-0002 大町市大町5659番地9 (TEL 0261-23-7456)
長野支部	みやした こうきち 宮下 幸吉	〒389-1105 長野市豊野町豊野1107-1 (TEL 026-215-3588)
北信支部	たかだ かつお 高田 勝男	〒383-0024 中野市東山1番13号 (TEL 0269-26-5986)

## 支 部 事 務 局

支 部 名	事 務 局 所 在 地
上田支部	〒386-0012 上田市中央2丁目13-5本町ビル2F高井事務所内 (TEL 0268-25-8720)
諏訪支部	〒392-0027 諏訪市湖岸通り4-8-7 河西ビル3F (TEL 0266-57-5503)
伊那支部	〒396-0015 伊那市中央5157-1 春日ビル2F (TEL 0265-73-2208)
松本支部	〒390-0811 松本市中央4-5-6 クレストビル3F (TEL 0263-33-7166)
長野支部	〒380-0836 長野市南県町1009-3長野県行政書士会館2F (TEL 026-229-6388)

## 支部の名称及び区域

支部の名称	区 域
佐久支部	小諸市、佐久市、北佐久郡、南佐久郡
上田支部	上田市、小県郡、東御市
諏訪支部	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
伊那支部	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡
飯田支部	飯田市、下伊那郡
松本支部	松本市、大町市、塩尻市、東筑摩郡、木曾郡、安曇野市、北安曇郡
長野支部	長野市、須坂市、千曲市、上水内郡、埴科郡、上高井郡
北信支部	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡

# 長野県行政書士会 令和元・2年度各部等担当者名簿

長野県行政書士会

	総務部 (4名)	農林建設部 (4名)	運輸交通部 (3名)	国際部 (3名)	環境生安部 (4名)	研修部 (5名)	法務部 (4名)	広報監察部 (6名)	ADR センター (3名)	綱紀委員会 (5名)	監事 (2名)	申請取次 委員会 (4名)	苦情対策 委員会
佐久	○佐藤 佳苗				○木内 和政	渡邊 博昭	山田 訓之					佐藤 佳苗	
上田		藤森 啓志	○中塚 千夏				○柳澤 誠	土屋 帝		□後藤 重雄	林 辰幸		
諏訪	関 純子	上島 聡					木村 和彦	五味 直美		◎坂本 勇喜		赤羽 康志	
伊那		◎赤羽 公彦	◎大槻 四郎	◎春日 博幸	竹淵 美穂	二瓶 裕史		吉田 靖史	二瓶 裕史			春日 博幸	
飯田					◎清水 博					○宮嶋 良光			
松本	深澤和歌子	○奈良木利邦		○三浦 洋子		◎岡田 忠興		○一之瀬大輔	○深澤和歌子	小野 清仁		小野 清仁	
長野	◎宮下 幸吉		長崎 政明	宮本 徹		古谷 豊	○古谷 豊	◎和田 英幸 小西 勝	◎和田 英幸	大谷 賢男	小林 良美		◎宮下 幸吉 ○和田 英幸
北信					高田 勝男	○西澤 秀友							
担当正副会長	山本 準一	清水 博	赤羽 康志	赤羽 康志	清水 博	松島 茂行	松島 茂行	赤羽 康志	山本 準一				

◎：部長・委員長  
○：副部長・副委員長  
□：職務代理者

## 令和元・2年度 役員及び各部担当者（6月28日の合同会議にて）

6月28日（金）ホテル国際21において、令和元年度の各部会等合同会議が開催されました。会議に先立ち、2年間にわたり各部・委員会を担当する先生方に、先日の総会において選出された山本会長より委嘱書が手渡されました。各部・委員会の先生方をご紹介します。

会長あいさつ



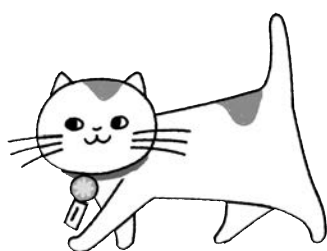
合同会議



部会（総務部）



部会（国際部）





令和元・2年度 役員及び各部担当者（6月28日の合同会議にて）

総務部（4名）



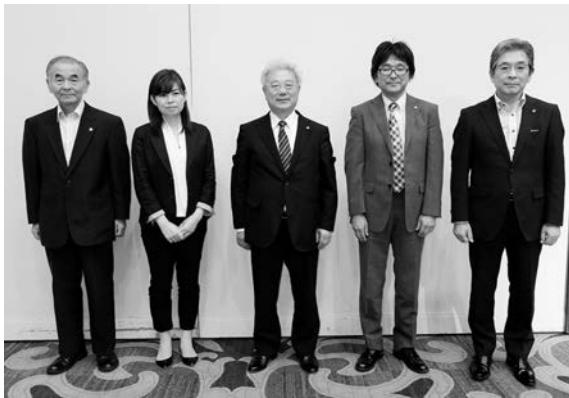
山本会長  
深澤部長  
宮下部長  
佐藤副部長  
関部員

農林建設部（4名）



山本会長  
清水副会長  
藤森部長  
赤羽部長  
奈良木副部長  
上島部員

運輸交通部（3名）



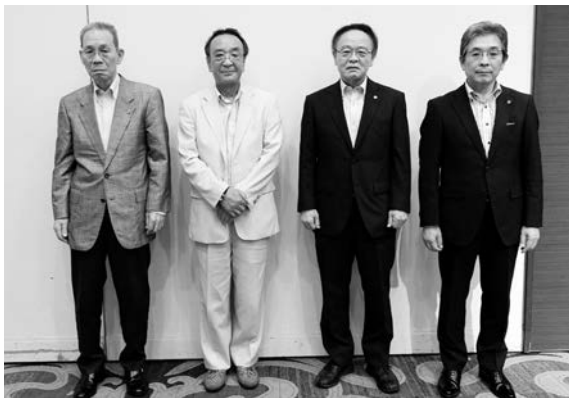
山本会長  
赤羽副会長  
大槻部長  
中塚副部長  
長崎部員

国際部（3名）



山本会長  
赤羽副会長  
春日部長  
三浦副部長  
宮本部員

環境生安部（4名）



山本会長  
清水部長  
木内副部長  
高田部員

研修部（5名）



山本会長  
松島副会長  
岡田部長  
西澤副部長  
渡邊部員  
二瓶部員  
古谷部員

## 令和元・2年度 役員及び各部担当者（6月28日の合同会議にて）

法務部（4名）



山本会長  
松島副会長  
山田部員  
柳澤部長  
古谷副部長  
木村部員

広報監察部（6名）



小西部員  
吉田部員  
五味部員  
土屋部員  
赤羽副会長  
和田部長  
一之瀬副部長  
（7月4日の部会にて）

ADRセンター（3名）



山本会長  
深澤副センター長  
二瓶運営委員



# 日行連総会

## 令和元年度日行連定時総会・日政連第39回定期大会が開催されました

副会長 赤羽 康志

6月20日、21日の二日間の日程で、令和元年度日行連定時総会と日政連第37回定期大会がシェラトン都ホテル東京で開催されました。

総会に先立ち「総務大臣表彰」表彰状授与式が挙行政され、33名の会員の方が受賞の栄に浴されました。

今回、会場正面に掲げられたスローガンは、  
「お役に立ちます行政書士 あなたの街の法律家これからも国民の皆様とともに」  
「人生100年あなたに寄り添う行政書士」  
「行政書士法改正の早期実現を」でした。

昨年度の事業・決算報告、新年度の事業計画・予算案について、各单位会の代議員から多くの質問が寄せられ、執行部が答弁した後、すべて可決承認されました。

今年度の事業計画は、「法改正の推進」「組織の見直しと行政書士制度調査室の具現化」「行テラス事業の推進」「関係機関との連携強化による行政書士の活躍の場の拡充」「行政書士制度のPR活動の強化・充実」の5点が重点課題として挙げられています。

今年は役員改選の年に当たり、日行連の会長選挙が執行されました。

会長選挙の立候補者、遠田和夫候補（佐賀会）と常住豊候補（東京会）が代議員を前に思いを訴えた後に投票が行われ、9票差で常住豊候補が当選されました。

休会後は国会議員をはじめとした来賓をお迎えしての懇親会が催され、初日の日程を終えました。

翌朝9時に再開した定時総会では、新役員が承認されました。

全日程終了後、日政連第39回定期大会が行われ、運動経過報告・決算報告、令和元年度運動方針案・予算案が原案どおり可決承認、政治連盟新役員も承認されました。



# 業 務 資 料



30 税第 571 号  
平成 31 年 (2019 年) 3 月 31 日

長野県行政書士会長 様

長野県総務部税務課長

## 税務課自動車税分室業務の委託について (通知)

本県の税務行政につきましては、日ごろから格別の御理解、御協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

現在、税務課自動車税松本及び長野分室業務については、委託により行っているところですが、来年度も引き続き下記の者へ委託することになりました。

業務に関係する問い合わせ等については、委託業者から照会をさせていただきますので、引き続き御協力を賜わりますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 委託先

所在地 長野市大字中御所字宮沖 216-10 タイセイビル  
名 称 テスコ株式会社長野支店

#### 2 委託内容

自動車取得税及び自動車税申告書等の受付、確認業務等

#### 3 業務委託期間

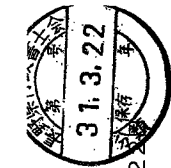
平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

#### 4 その他

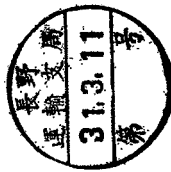
- (1) 受付窓口の場所は、現在と変更ありません。
- (2) 申告書の受付、自動車税の窓口収納等これまで委託していた業務について変更はありません。

税務課 自動車税係
(課長) 丸山 信秀 (担当) 松原 且照
電 話 026-235-7051 (直通)
ファクシミリ 026-235-7081
電子メール zeimu@pref.nagano.lg.jp





平成31年3月22日



30 税号外  
平成31年(2019年)3月8日

関係各位

北陸信越運輸局 長野運輸支局 様

長野運輸支局 輸送監査部門・登録部門

長野県総務部税務課長

自動車税申告時のバスの用途確認に係る添付書類について

税申告書のバスの用途確認に係る添付書類の周知について(依頼)

標記について、別添(平成31年3月8日付け30税号外)のとおり長野県総務部税務課長より通知がありました。

現在、事業用自動車のうち「乗合(路線定期・その他)」については、自動車取得税の工コカ一減税対象の適否確認のため、自動車税申告時に「事業用自動車等連絡書」の写しを添付していただいているところですが、今後、「貸切」についても工コカ一減税の対象となる見込みです。

つきましては、平成31年4月1日以降の「貸切」の自動車税申告時と同様に、「事業用自動車等連絡書」の写しを添付の上、申告していただきますようお願いいたします。

日頃から、本県の税務行政について、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、現在、第198回国会(常会)において地方税法の一部を改正する法律案等が審議されています。

この改正案によると、自動車取得税の工コカ一減税の内容が一部改正され、これに伴い税申告書の用途区分に「バス(一般貸切用)」が追加される予定です。

バスの用途区分確認に当たっては、自動車検査証の記載内容だけでは、その自動車が「一般貸切用バス」又は、「路線バス」であるか判断できないことから、税申告者に「事業用自動車連絡書(写し)」の添付を求めているところです。

事業用バスについては、地方税法の改正後も用途区分を確認する必要がありますので、今後「事業用自動車等連絡書(写)」を添付し、申告(報告)するようご案内をお願いします。

長野県総務部税務課	自動車税係
(課長) 丸山 信秀	(担当) 松原 且照
電話	026-285-7051 (直通)
ファクシミリ	026-285-7081
電子メール	zeimu@pref.nagano.lg.jp

平成31年3月吉日

関係機関 各位

東京入国管理局総務課

組織名称の変更について（お知らせ）

平素から出入国在留行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび東京入国管理局は組織改編に伴い、本年4月1日から別紙のとおり組織名称を変更しますので、お知らせいたします。

なお、名称以外（住所、連絡先等）に変更はありません。

お手数をおかけ致しますが、関係各位への周知等、何卒宜しくお願い申し上げます。

添付物

東京入国管理局管轄組織名称一覧

1部

（連絡先）

〒108-8255

東京都港区港南5-5-30

東京入国管理局 総務課

電 話 03-5796-7250

FAX 03-5796-7125

## 東京入国管理局管轄組織名称一覧

旧	新
本局：東京入国管理局 Tokyo Regional Immigration Bureau	東京出入国在留管理局 Tokyo Regional Immigration Services Bureau
支局：東京入国管理局 成田空港支局 Tokyo Regional Immigration Bureau Narita Airport District Immigration Office	東京出入国在留管理局 成田空港支局 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Narita Airport District Immigration Office
東京入国管理局 羽田空港支局 Tokyo Regional Immigration Bureau Haneda Airport District Immigration Office	東京出入国在留管理局 羽田空港支局 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Haneda Airport District Immigration Office
東京入国管理局 横浜支局 Tokyo Regional Immigration Bureau Yokohama District Immigration Office	東京出入国在留管理局 横浜支局 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Yokohama District Immigration Office
出張所：東京入国管理局 水戸出張所 Tokyo Regional Immigration Bureau Mito Branch Office	東京出入国在留管理局 水戸出張所 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Mito Branch Office
東京入国管理局 宇都宮出張所 Tokyo Regional Immigration Bureau Utsunomiya Branch Office	東京出入国在留管理局 宇都宮出張所 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Utsunomiya Branch Office
東京入国管理局 高崎出張所 Tokyo Regional Immigration Bureau Takasaki Branch Office	東京出入国在留管理局 高崎出張所 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Takasaki Branch Office
東京入国管理局 さいたま出張所 Tokyo Regional Immigration Bureau Saitama Branch Office	東京出入国在留管理局 さいたま出張所 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Saitama Branch Office
東京入国管理局 千葉出張所 Tokyo Regional Immigration Bureau Chiba Branch Office	東京出入国在留管理局 千葉出張所 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Chiba Branch Office

旧

新

東京入国管理局 立川出張所 Tokyo Regional Immigration Bureau Tachikawa Branch Office	東京出入国在留管理局 立川出張所 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Tachikawa Branch Office
東京入国管理局 新潟出張所 Tokyo Regional Immigration Bureau Niigata Branch Office	東京出入国在留管理局 新潟出張所 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Niigata Branch Office
東京入国管理局 長野出張所 Tokyo Regional Immigration Bureau Nagano Branch Office	東京出入国在留管理局 長野出張所 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Nagano Branch Office.
東京入国管理局 甲府出張所 Tokyo Regional Immigration Bureau Kofu Branch Office	東京出入国在留管理局 甲府出張所 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Kofu Branch Office
東京入国管理局 新宿出張所 Tokyo Regional Immigration Bureau Shinjuku Branch Office	東京出入国在留管理局 新宿出張所 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Shinjuku Branch Office
東京入国管理局 東部出張所 Tokyo Regional Immigration Bureau Tobu Branch Office	東京出入国在留管理局 東部出張所 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Tobu Branch Office
東京入国管理局 横浜支局 川崎出張所 Tokyo Regional Immigration Bureau Yokohama District Immigration Office Kawasaki Branch Office	東京出入国在留管理局 横浜支局 川崎出張所 Tokyo Regional Immigration Services Bureau Yokohama District Immigration Office Kawasaki Branch Office



平成31年（2019年）3月29日

一般社団法人長野県資源循環保全協会会長

様

長野県行政書士会会長

長野県環境部長

産業廃棄物処理業等の許可申請に係る手引の改定について（通知）

このことについて、事業者向け許可申請の手引を下記のとおり改定しましたので、お知らせします。

記

1 改定した手引

- (1) (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設なし）
- (2) (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設あり）
- (3) 産業廃棄物処理施設・(特別管理) 産業廃棄物処分業許可申請の手引
- (4) 一般廃棄物処理施設設置許可申請の手引
- (5) 再生利用業指定申請の手引

2 主な改定内容

- (1) 設立3年未満の法人等が提出する経理的基礎を有することを証する書類について、記載内容の見直し
- (2) 新規許可申請等における講習会修了証の写しの有効期限について、「行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間」に定めた基準に合わせた内容に変更
- (3) その他、所要の改正  
※詳細は、別紙のとおり

3 公開先ホームページアドレス

【(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業（積替保管施設なし）許可申請の手引】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/shisetsunashi/index.html>

【(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業（積替保管施設あり）許可申請の手引】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/shisetsuari.html>

【産業廃棄物処理施設・(特別管理) 産業廃棄物処分業許可申請の手引】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/sanhaishori.html>

【一般廃棄物処理施設設置許可申請の手引】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haiki/tebiki.html>

【再生利用業指定申請の手引】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/tebiki/index.html>

担 当	資源循環推進課廃棄物審査係 課長：伊東 和徳 担当：小松 仁美
電 話	026-235-7164
F A X	026-235-7259
電子メール	haikishinsa@pref.nagano.lg.jp

## 廃棄物処理関係事業者向け手引の主な改定内容

改定した手引	主な改定内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設なし）</li> <li>・産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設あり）</li> <li>・産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処理業許可申請の手引</li> <li>・再生利用業指定申請の手引</li> </ul>	<p>○「事前確認手続依頼書添付書類」、「（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類」、「産業廃棄物処理業変更届添付書類」、「添付書類等」において申請者が法人である場合に提出を求めている「定款又は寄附行為」について、次の文言を追加。</p> <p>→「定款又は寄附行為（提出日前3か月以内の日付で原本証明したもの）」</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設なし）</li> <li>・産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設あり）</li> </ul>	<p>○「事前確認手続依頼書添付書類」及び「（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類」で提出を求めている次の事項について、文言を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集運搬施設の概要を示す書類 運搬車両の写真（様式15） →「※既に許可を取得している場合であっても、以前に許可番号を含む表示が確認できる写真を提出されていない場合は提出してください。」</li> <li>・廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物を扱う場合に必要書類 →「PCBの収集運搬業務に直接従事する者が、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会」を修了したことを証する修了証の写し」</li> </ul> <p>○「事前確認手続依頼書添付書類」及び「（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類」における欄外※1（積替保管施設ありの「事前確認手続依頼書添付書類」においては※2）次の事項について、文言を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・※1又は2 講習会修了証の写しの有効期限について ア「新規許可申請に係る事前確認手続の場合」又は「新規許可申請の場合」 提出日前5年以内の新規課程修了証の写し。ただし、既に他の自治体の同種の許可を有している場合、又は、既に（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している個人事業主が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限り申請日前2年以内の更新課程修了証の写しでも可。</li> </ul>

改定した手引	主な改定内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枠内注意書きについて</li> <li>・申請者が法人である場合は、その代表者若しくはその業務を行う役員（監査役は除く。）又は業を行うおとする区域に存する事業場の代表者</li> </ul> <p>○「事前確認手続依頼書添付書類」及び「（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類」における欄外※3（積替保管施設ありの「事前確認手続依頼書添付書類」においては※4）について、次のとおり改める。</p> <p>（改定前） 設立3年未満の法人の場合は、存在する財務諸表（初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください。）、納税証明書及び今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式20を参照）を提出してください。 個人の場合で、直前3年の確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類がない場合には、今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式20を参照）を提出してください。</p> <p>（改定後） 設立3年未満の法人の場合は、存在する財務諸表（初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください。）及び納税証明書（設立1年目の法人税の納期限が到来していない場合には、未納の税額がないことの証明（「その3」又は「その3の3」））並びに今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式20を参照）を提出してください。 個人の場合で、直前3年の確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類がない場合には、存在する確定申告書の写しと今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式20を参照）を提出してください。</p> <p>○産業廃棄物収集運搬業（積替保管施設なし）の「産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類」（9）（積替保管施設ありの場合（10））住民票の写し、後見等登記事項証明書等に、次の文言を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「（※「住民票の写し」とは市区町村役場で交付された原本であり、コピーのことでありません。）」</li> </ul> <p>○「申請・届出等にあたっての留意点」5(1)ウを次のとおり改める。</p> <p>（改定前） 産業廃棄物収集運搬業の許可には有効期限があります（5年、優良は7年）。有効期限後も業を行う場合は許可の更新手続が必要ですので、有効期限の概ね2か月前までに、「産業廃棄物収集運搬業許可申請書」（様式8）に表2の書類を添付して申請してください。</p> <p>（改定後） 産業廃棄物収集運搬業の許可には有効期限があります（5年、優良は7年）。有効期限後も業を行う場合は許可の更新手続が必要ですので、「産業廃棄物収集運搬業許可申請書」（様式8）に表2の書類を添付して申請してください。更新手続は有効期限の概ね2か月前から受付を行います。なお、添付書類の省略に</p>

改定した手引	主な改定内容
	<p>については6 (P.14) を参照してください。</p> <p>○ (様式15) 運搬車両の写真の記載例について、次の文言を追加。 ・「写真は申請日の3か月以内に撮影したものを添付してください。」</p> <p>○ その他、所要の改正</p>
<p>・産業廃棄物処理施設・(特別管理) 産業廃棄物処理業許可申請の手引</p>	<p>○ 事前確認手続依頼書及び申請・届出等の「添付書類等」における欄外※3について、次のとおり改める。 (改定前) 設立3年未満の法人の場合は、存在する財務諸表(初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください。)、納税証明書及び今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書(様式33を参照)を提出してください。 個人の場合で、直前3年の確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類がない場合には、今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書(様式33を参照)を提出してください。 (改定後) 設立3年未満の法人の場合は、存在する財務諸表(初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください。)<u>及び納税証明書(設立1年目の法人税の納期限が到来していない場合には、未納の税額がないことの証明(「その3」又は「その3の3」))</u>並びに今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書(様式33を参照)を提出してください。 個人の場合で、直前3年の確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類がない場合には、<u>存在する確定申告書の写しと今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書(様式33を参照)</u>を提出してください。</p> <p>○ 事前確認手続依頼書の「添付書類等」における欄外※6(申請・届出等における添付書類においては※5)に、次の文言を追加 ・「新規許可に係る事前確認の場合」又は「新規許可申請の場合」 提出日前5年以内の新規課程修了証の写し。ただし、既に他の自治体の同種の許可を有している場合、<u>又は、既に(特別管理)産業廃棄物処分業の許可を取得している個人事業主が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限り申請日前2年以内の更新課程修了証の写しでも可。</u></p> <p>・ 枠内注意書きについて ・ 申請者が法人である場合は、その代表者若しくはその業務を行う役員(監査役は除く。)<u>又は業を行うおとする区域に存する事業場の代表者</u></p> <p>○ 「申請・届出等にあたっての留意点」5(2)エについて、次の文言を削除。 (h) <u>感染性廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物処分業の処分を行う特別管理産業廃棄物処分業</u></p>

改定した手引	主な改定内容
	<p><u>者の使用人のうち、処分する特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者</u></p> <p>○ 「申請・届出等にあたっての留意点」5(3)に、次の文言を追加。 <u>なお、特別管理産業廃棄物処分業の変更届については、(2)エ(7)～(h)に掲げる事項の他、以下の事項に変更が生じた場合にも、変更の日から10日以内に提出してください。</u> (h) <u>感染性廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物処分業の処分を行う特別管理産業廃棄物処分業者の使用人のうち、処分する特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者</u></p> <p>○ 「申請・届出等にあたっての留意点」6添付書類の省略について、事前確認手続を行った場合と行っていない場合の省略できる書類を分けて記載。</p> <p>○ 申請・届出等における添付書類における欄外※1について、次の文言を追加。 ※1 住民票の写しについて <u>なお、住民票の写しとは市区町村役場で交付された原本であり、コピーのではありません。</u></p> <p>○ その他、所要の改正</p>
<p>・一般廃棄物処理施設設置許可申請の手引</p>	<p>○ 事前確認手続依頼書及び申請・届出等の「添付書類等」における欄外※3について、次の文言に改める。 (改定前) 設立3年未満の法人の場合は、存在する財務諸表(初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください。)、納税証明書及び今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書(様式25を参照)を提出してください。 (改定後) 設立3年未満の法人の場合は、存在する財務諸表(初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください。)<u>及び納税証明書(設立1年目の法人税の納期限が到来していない場合には、未納の税額がないことの証明(「その3」又は「その3の3」))</u>並びに今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書(様式25を参照)を提出してください。 個人の場合で、直前3年の確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類がない場合には、<u>存在する確定申告書の写しと今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書(様式25を参照)</u>を提出してください。</p> <p>○ 申請・届出における「添付書類」の欄外に記載された※1に、次の文言を追加。 ※1 住民票の写しについて <u>なお、住民票の写しとは市区町村役場で交付された原本であり、コピーのではありません。</u></p> <p>○ その他、所要の改正</p>

改定した手引	主な改定内容
<p>・再生利用業指定申請の手引</p>	<p>○ 再生輸送業の「事前確認手続依頼書添付書類」及び「再生利用業指定申請書添付書類」で提出を求めている次の事項について、文言を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集運搬施設の概要を示す書類 運搬車両の写真（様式 16） 「<u>※既に許可を取得している場合であっても、以前に指定番号を含む表示が確認できる写真を提出されていない場合は提出してください。</u>」</li> </ul> <p>○ 再生輸送業の「事前確認手続依頼書添付書類」及び「再生利用業指定申請書添付書類」における欄外※について、次のとおり改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・※2講習会修了証の写しの有効期限について（「再生利用業指定申請書添付書類」においては※1） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ア「新規指定申請に係る事前確認の場合」又は「新規指定申請の場合」（改定前） 提出日前5年以内の新規課程修了証の写し。ただし、既に他の自治体の同種の指定を受けている場合は、提出日前2年以内の更新課程修了証の写しでも可。 （改定後） 提出日前5年以内の新規課程修了証の写し。ただし、<u>長野県で既に産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している場合、又は、既に再生輸送業の指定を取得している個人事業主が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限り提出日前2年以内の更新課程修了証の写しでも可。</u></li> </ul> </li> </ul> <p>○ 再生輸送業及び再生活用業の「事前確認手続依頼書添付書類」における欄外※4（再生輸送業及び再生活用業の再生利用業指定申請書添付書類においては※3）について、次のとおり改める。</p> <p>（改定前） 設立3年未満の法人の場合は、存在する財務諸表（初年度決算未到来の場合は、申請日直前で貸借対照表を作成してください。）、納税証明書及び今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式21を参照）を提出してください。</p> <p>（改定後） 設立3年未満の法人の場合は、存在する財務諸表（初年度決算未到来の場合は、申請日直前で貸借対照表を作成してください。）及び納税証明書（<u>設立1年目の法人税の納期限が到来していない場合には、未納の税額がないことの証明（「その3」又は「その3の3」）</u>）並びに今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式21を参照）を提出してください。</p> <p>個人の場合で、直前3年の確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類がない場合には、<u>存在する確定申告書の写しと今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式21を参照）を提出してください。</u></p>

改定した手引	主な改定内容
	<p>○ 再生輸送業の「事前確認手続依頼書添付書類」の欄外に記載された※2（再生輸送業及び再生活用業の「再生利用業指定申請書添付書類」においては※1、再生活用業の「事前確認手続依頼書添付書類」においては※5）について文言を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・枠内注意書きについて <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が法人である場合は、その代表者若しくはその業務を行う役員（<u>監査役は除く。</u>）又は業を行うおとする区域に存する事業場の代表者</li> </ul> </li> </ul> <p>○ 再生輸送業及び再生活用業の「再生利用業指定申請書添付書類」で提出を求めている次の事項について、文言を追加。</p> <p>(10)住民票の写し、後見等登記事項証明書等（再生活用業においては欄外※4） 「<u>（※「住民票の写しとは」市区町村役場で交付された原本であり、コピーのことはありません。）</u>」</p> <p>○ 「申請・届出等にあたっての留意点」5(4)の再生利用業変更届（再生活用業変更届）等の提出期限について文言を追加。</p> <p>変更届 ・変更の日から10日以内（<u>法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあっては30日</u>） 遅延理由書 ・変更届の日から10日以内（<u>法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあっては30日</u>）</p> <p>○ 再生活用業の「事前確認手続依頼書添付書類」の欄外に記載された※4（「再生活用業の指定申請等の添付書類」においては※1）について、次のとおり改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ア「新規指定に係る事前確認の場合」又は「新規指定申請の場合」（改定前） 申請日前5年以内の新規課程修了証の写し。ただし、既に他の自治体の同種の指定を受けている場合は、申請日前2年以内の更新課程修了証の写しでも可。 （改定後） 申請日前5年以内の新規課程修了証の写し。ただし、<u>長野県で既に産業廃棄物処分業の許可を取得している場合、又は、既に再生活用業の指定を取得している個人事業主が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限り申請日前2年以内の更新課程修了証の写しでも可。</u></li> </ul> <p>○ その他所要の改正</p>



長野法総第91号  
令和元年6月3日

長野県行政書士会長 殿

長野地方法務局長 朝山泰秀  
(公印省略)

公証人の異動について  
この度、下記のとおり異動がありましたのでお知らせします。

記

長野公証人合同役場

(1) 前任者 須田信行 (令和元年6月1日退職)

(2) 後任者 福光洋子 (令和元年6月1日任命)

(3) 事務所 長野市大字南長野妻科437番地7  
長野法律ビル1階

(4) 電話 026-234-8585  
FAX 026-234-8558



W



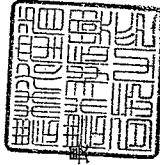
30農振第4002号  
平成31年3月29日

31農政第32号  
平成31年(2019年)4月15日

長野県知事 殿

長野県行政書士会会長 様

長野県農政部長



農林水産省農村振興局長 殿

「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」  
の制定について (通知)

このことについて、農林水産省農村振興局から、別添(写)のとおり通知がありま  
したので、御了知願います。  
また、お手数ですが、貴会員への周知を図っていただき、引き続き農地法の適正な  
運用が行われるよう御配慮をお願いいたします。

建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて

農地転用許可制度においては、住宅の用に供される土地の造成(その処分を含む。)の  
みを目的とする農地転用については、当該土地を最終的に住宅の用に供することが確実と  
認められないことから、農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第47条第5号及び第  
57条第5号において、原則として、これを認めないこととされているところである。

しかしながら、近年、住宅について、そのデザイン、家族構成を踏まえた間取り等の二  
一が多様化し、建築条件付売買(自己の所有する宅地造成後の土地を売買するに当たり、  
土地購入者との間において、自己又は自己の指定する建設業者(建設業法(昭和24年法律  
第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者をいう。)との間に当該土地に建設  
する住宅について一定期間内に建築請負契約が成立することを条件に当該土地を売買する  
ことをいう。)が増加しているところである。

このような状況を踏まえ、今般、別紙のとおり建築条件付売買予定地に係る農地転用許  
可関係事務取扱要領を定めたので、今後は、次の各通知によるほか、同要領に御留意の上、  
農地転用許可制度の適正な運用をお願いする。

なお、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知いただくようお願いする。

また、本取扱いについては、国土交通省及び法務省と協議済みであるとともに、関係団  
体に周知することを申し添える。

おって、別途、農地転用許可を伴う建築条件付売買予定地等に係る転用事実の証明の取  
扱いについては、担当課長から周知する。

- 農地法関係事務に係る処理基準について(平成12年6月1日付け12構改B第404号農  
林水産事務次官依命通知)
- 「農地法の運用について」の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・  
21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)
- 農地法関係事務処理要領の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21  
農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)

担 当	長野県農政部農政政策課農地調整係 (課長) 草間康晴 (担当) 山田 武
電 話	026-235-7214 (直通)
ファクシミリ	026-235-7393
電子メール	nocho@pref.nagano.lg.jp

別紙

建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務に関し、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）第2の1の（2）のアの（ク）の特例を定めるものとする。

2 定義

この要領において使用する用語は、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

建築条件付売買予定地	自己の所有する宅地造成後の土地を売買するに当たり、土地購入者との間において自己又は自己の指定する建設者との間に当該土地に建設する住宅について一定期間内に建築請負契約が成立することを条件として売買が予定される土地
特定建築条件付売買予定地	建築条件付売買予定地であって、3の（1）から（3）までの要件を全て満たすことが確実と認め許可されたもの
建築業者	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者
土地購入者	農地転用事業者から建築条件付売買により土地を購入し、住宅を建設する者
農地転用許可権者	都道府県知事又は指定市町村の長
建築確認	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認

3 建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱い

建築条件付売買予定地とするため農地転用許可を受けようとする場合であって、次の要件を全て満たすことが確実と認められるときには、当該土地は、宅地造成のみを目的とするものに該当しないものとして取り扱うものとする。

- (1) 当該土地について、農地転用事業者と土地購入者との売買契約を締結し、当該農地転用事業者又は当該農地転用事業者が指定する建設業者（建設業者が複数の場合を含む。（2）において同じ。）と土地購入者との当該土地に建設する住宅について一定期間内（おおむね3月以内）に建築請負契約を締結すること。
- (2) (1)の農地転用事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者との、(1)の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されていること。
- (3) 農地転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設すること。

4 農地転用許可申請

特定建築条件付売買予定地とするための農地転用許可申請に当たっては、次に留意するものとする。

- (1) 当該許可申請書中の「その他参考となるべき事項」欄等に、3の（1）から（3）までの事項を記載するものとする。
- (2) 当該許可申請書には、次の書類を添付するものとする。
  - ア 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。）第30条第3号又は第4号の書類として、当該許可申請に係る土地の全てに関する標準的な建物の面積、位置等を表示する図面、当該事業の全てを実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面等（3の（3）の状況となった場合において必要となるものを含む。）
  - イ 則第30条第7号又は第57条の2第2項第5号に規定する「その他参考となるべき書類」として、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約の一般的な契約書案

5 農地転用許可の判断等

- (1) 農地転用許可権者は、特定建築条件付売買予定地に供するための農地転用許可申請があった場合には、農地転用許可をし得るものとする。ただし、農地転用事業者について、これまでに、次に掲げる事実があることその他の事情がある場合であって、これらを総合的に勘案した上で、当該土地を申請に係る用途に供することが確実と認められないと判断されるときは、3を適用しないこととすることができるものとする。
  - ア 農地転用許可に付した条件を履行しなかったこと。
  - イ 住宅等の建設を行うために農地転用許可を受けたにもかかわらず、住宅等の建設を行わず造成した土地を放置し、又は必要な許可を得ずに転売したこと。
  - ウ 関係法令を遵守しなかったこと。
- (2) 農地転用許可権者が発行する許可指令書については、転用事由が特定建築条件付土地とするための農地転用であることを明記すること。

6 農地転用許可に付ける条件

- 特定建築条件付土地に係る農地転用許可について、法第4条第7項又は法第5条第3項において準用する法第3条第5項の規定に基づき付ける条件は、農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知。）及び農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の定めによるほか、次のとおりとする。
  - (1) 許可に係る工事（住宅の建設工事を含む。）が完了するまでの間、当該許可の日から3月後及び1年ごとに当該工事の進捗状況を報告するとともに、当該工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。
  - (2) 農地転用事業者から土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後又は当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行うこと。

## 7 農地転用許可後の措置

特定建築条件付土地に係る転用事業について、農地転用許可権者は、住宅が建設されるまでの間、農地転用許可に付けた条件の履行状況を確認する必要がある。

このため、6の(1)の報告の際に、①売買契約締結の状況、②建築請負契約締結の状況、③建築確認の状況、④土地の引渡しの状況、⑤農地転用事業者自らが住宅を建設することとなった状況等についても併せて確認すること。

新しいテキスト ドキュメント.txt

- 申請時(申請書)
  - ・その他欄に要件3つを記載
  - ・自ら住宅を建設する時期を明示
  - ・転用目的に「特定建築条件付土地」と記載(添付書類)
  - ・一般的な契約書案(2の要件規定)
  - ・図面は標準的な建物によるもの
  - ・資金証明は自ら住宅を建設する場合に必要な資力
- 進捗状況
  - ・住宅が建設されるまでの間、転用事業者が提出



31 資第 32 号

平成 31 年（2019 年）4 月 17 日

長野県行政書士会長 様

長野県環境部資源循環推進課長

従前の許可に係る有効期間の満了日が地方公共団体の休日に当たる場合における更新申請の期限の考え方について（通知）

日頃より、本県の廃棄物行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長より別添のとおり通知がありました。

つきましては、その内容について御確認いただくとともに、標準処理期間を考慮した更新申請がなされるよう貴会員への周知について御配意願います。

長野県環境部資源循環推進課廃棄物審査係  
課長：伊東 和徳 担当：山崎 千晴  
電 話：026-235-7164  
FAX：026-235-7259  
E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長  
（公印省略）

従前の許可に係る有効期間の満了日が地方公共団体の休日に当たたる場合に  
おける更新申請の期限の考え方について（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてからご尽力いただいているところであり、厚く御礼申し上げます。

今般、従前の許可に係る有効期間の満了日が地方公共団体の休日に当たたる場合における更新申請の期限の考え方について、法の解釈の明確化を図ることとしたので通知する。貴職におかれては、下記の事項を踏まえた運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づき技術的な助言であることを申し添える。

#### 記

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項及び第 8 項並びに第 14 条の 4 第 3 項及び第 8 項の規定により、従前の許可に係る更新の申請（以下「更新申請」という。）後、申請に対する行政処分がされない間は従前の許可がなお効力を有することとなる。

この点、法は更新申請の期限が地方公共団体の休日に当たるときについて、特段の定めを置いていないことから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 4 条の 2 第 4 項の考え方により更新申請の期限の取扱いを判断すべきである。よって、従前の許可に係る有効期間の満了日が地方公共団体の休日に当たたる場合、当該許可に係る更新申請については地方公共団体の休日の翌日をもってその期限とされたいこと。

2 上記の場合においては、従前の許可に係る有効期間の満了日の翌日から地方公共団体の休日の翌日までの間の従前の許可に係る有効期間については、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 142 条の類推適用により期限の繰り延べがなされると解されること。

3 なお、上記のとおり従前の許可に係る有効期間の満了日の翌日から更新申請に係る行政処分がされるまでの間は、従前の許可がなお効力を有することとなるが、本制度の趣旨は、標準処理期間を考慮した更新申請が行われたにもかかわらず、やむを得ない事情により処分庁において標準処理期間内に行政処分を行うことができない場合の救済措置であり、本来であれば、事業者は、従前の許可に係る有効期間の満了日までに更新申請に係る行政処分を受けられるよう標準処理期間を考慮し更新申請すべきであることから、都道府県等においてもそのように指導をされたいこと。

以上



日行連発第275号  
令和元年6月18日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫

事務連絡  
令和元年6月7日

日本行政書士会連合会 御中

総務省自治行政局行政課

職務上請求書の適正な管理及び使用について

職務上請求書の適正な管理及び使用については、本会及び各単位の関係規則に基づき、所属会員への指導等を徹底いただいたり一部自治体から総務省へ「各士業における戸籍謄本等の不正取得への指導強化及び防止対策」等の提案及び要望があつたとして、総務省より取り組み要請がありました。各単位会におかれましては、所属会員への周知徹底を図るとともに、不正請求事案が発生しないよう、引き続きの会員指導等をお願いいたします。

以上

別紙：「職務上請求書」の適正な管理及び使用について（令和元年6月7日  
付．総務省自治行政局行政課）

「職務上請求書」の適正な管理及び使用について

令和元年6月に香川県知事及び香川県議会議長より「令和元年度政府予算等に関する政策提案・要望」が出されました。

このうち、「人権・同和行政の推進について」に係る提案・要望項目として、「依然として委任状を偽造して戸籍謄本等を不正取得する事件が発生しており、司法書士・行政書士等をはじめとする国家資格の士業に対し、関係団体への指導、人権教育の実施など、より一層の対策を講じること」が挙げられております。

貴会におかれましては、「職務上請求書」の適正な管理及び使用について、会員に対して周知を図るとともに偽造防止強化策等に取り組みいただく等、ことと存じますが、引き続き会員等への周知徹底を図っていただく等、「職務上請求書」の適正な管理及び使用について、取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

(本件連絡先)

総務省自治行政局行政課行政書士係 重松

電話：03-5253-5510

FAX：03-5253-5511

文市地域第 5 号  
令和元年6月14日



関係各位

京都市長 門川大作  
(公印省略)

〔担当 京都市文化市民局  
地域自治推進室 郵便請求集約化担当  
電話 075-406-7811〕

### 京都市証明郵送サービスセンターの開設について

時下、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本市では、このたび、これまで11区役所及び3支所等で行っておりました戸籍の証明書や住民票の写しなどの郵送での請求につきまして、集約化し1箇所です務処理することといたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、戸籍の証明書、住民票の写し等を請求される場合は、下記により送付していただきますよう、よろしく願いいたします。

#### 記

#### 1 名称

京都市証明郵送サービスセンター

#### 2 所在地等

京都市右京区太秦下刑部町12番地 サンサ右京2階

郵便番号(専用) 616-8666

電話番号 075-406-5454 (一般用)

075-406-5960 (行政機関用)

#### 3 業務開始日

令和元年7月16日(火)

#### 4 受付時間

午前8時30分～午後5時(土曜・日曜、祝日、年末年始を除く。)

#### 5 交付できる証明書等

戸籍・除籍全部(個人・一部)事項証明書、除籍謄(抄)本、改製原戸籍謄(抄)本、戸籍附票の写し、平成改製原戸籍附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、除かれた住民票の写し、身分証明書、独身証明書、所得・課税証明書、評価・公課証明書、納税証明書(個人市・府民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税)

なお、税証明については、本市では公用の取り扱いをいたしません。(公用での税に関する証明等のお問い合わせについては、京都市市税事務所 075-746-5806 へご連絡いただきますようお願いいたします。)

#### 6 その他

上記以外の証明書等につきましては、従来どおり該当の区役所・支所等に請求してください。

なお、請求書は引き続き行政区別での作成をお願いするとともに、本通知につきましては、郵送請求業務を行う貴職の関係部署にも御周知くださいますよう、重ねてお願いいたします。



令和元年(2019年)6月25日

長野県行政書士会事務局長 様



長野県建設部長

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布及び公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布・施行について (通知)

このことについて、令和元年6月14日付けで国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添写のとおり通知がありましたので、貴会会員への周知にご配慮願います。

送付資料一覧

- (1) 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布及び公共工事の品質確保の促進に関する法律の公布・施行について (通知)
- (2) 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律関係資料
  - ①概要
  - ②新旧対照表
- (3) 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律関係資料
  - ①概要
  - ②新旧対照表

これらの改正法につきましては、国土交通省のホームページで随時情報を更新いたしますので、そちらもご確認下さい。

([http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000175.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000175.html))

御不明な点がございましたら、以下のお問い合わせ先まで御連絡下さい。

【お問い合わせ先】

(建設業法 関係)  
 国土交通省 土地・建設産業局 建設業課  
 法規係長 新井、法規係 西尾・日置

(入契法・品確法 関係)  
 国土交通省 土地・建設産業局 建設業課入札制度企画指導室  
 連携推進係 原田

03-5253-8111 (内線: 24756、24754)

建設部 建設政策課 技術管理室  
 (室長) 青木 謙通  
 (入札・契約班) 田近 勉  
 電 話 026-235-7313  
 FAX 026-235-7482  
 E-mail gijukan@pref.nagano.lg.jp

建設部 建設政策課 建設業係  
 (課長) 松澤 繁明  
 (担当) 上條 祐輝  
 電 話 026-235-7293  
 FAX 026-235-7482  
 E-mail kenseitsu@pref.nagano.lg.jp

お願ひします。

記

長野県建設部長 殿

一 建設業法の一部改正関係

(1) 建設業許可基準の見直し(第7条関係)

許可基準について、法人である場合においてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)のうち常勤であるもの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が、許可を受けようとする建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者であることなどとする要件を見直し、建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であることとされた。

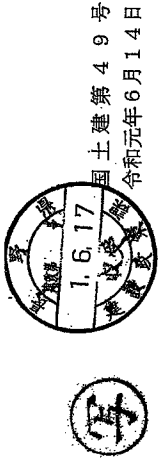
省令で定める事項については、詳細が決定し次第追って通知するが、国土交通省令で定める基準に適合する者として、現行の要件を満たす場合の他、建設業における相応の管理職経験や建設業以外の役員経験などを考慮し、その者に加えて適切な補助者を置く場合など、会社全体の体制を評価することを検討している。また、新たな要件として適切な社会保険に加入していることを規定する予定である。

(2) 許可を受けた地位の承継(第17条の2及び第17条の3関係)

建設業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割について事前に国土交通大臣又は都道府県知事(以下「国土交通大臣等」という。)の認可を受けた場合には建設業法の規定による建設業者としての地位を承継することとされた。なお、承継元と承継先がともに建設業者である場合において、同一の建設業に関し一方が特定建設業、一方が一般建設業であるときは、本制度の対象とはしないこととされている。

また、認可する行政庁の整理については以下のとおり。

- ・承継元が国土交通大臣の許可を受けているときは、国土交通大臣
  - ・承継元が都道府県知事の許可を受けているときは、当該都道府県知事
- ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。
- ・譲受人が国土交通大臣の許可を受けているとき。
  - ・譲受人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。
- さらに、本規定の整備にあたり以下の事項が併せて規定されている。
- ・認可に際して、許可の際に付与された条件の取消、変更又は新たな条件の付与ができる。
  - ・許可の有効期間については、承継する許可及び承継先がすでに持っている許可の有効期間に関わらず、これらの許可の有効期間は承継の日の翌日から起



国土建第49号  
令和元年6月14日



国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布及び公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布・施行について(通知)

建設業は、我が国の経済成長を牽引する「基幹産業」であり、地域の暮らしの安全・安心を支える「守り手」です。建設業就業者数は約500万人に及びますが、建設業就業者の2018年度の年間の実労働時間の平均は、2036時間であり、全産業の平均(1697時間)と比べて300時間以上長く、製造業(1954時間)と比べても約80時間長い状況となっています。また、平成31年4月1日より施行された改正労働基準法では、時間外労働は原則月45時間かつ年間360時間までとされ、特別条項でも上回ることでできない罰則付き時間外労働時間の上限が設定されましたが、建設業においても5年の猶予期間を経て令和6年4月から上記の時間外労働の上限規制が適用されることとなり、建設業の働き方改革は喫緊の課題です。

今般、これらの課題に対応し、建設業の働き方改革を進め、将来の担い手を確保するため、以下のとおり法改正が行われました。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第三十号)は、令和元年6月5日に成立、同月12日に公布され、一部の規定を除き公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。(※技術検定制度の見直し(建設業法第二十七条関係)のみ公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。)

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第三十五号)は、令和元年6月7日に成立、同月14日に公布され、同日施行されました。

これらの改正法の内容及び留意事項について、下記のとおり通知致しますので、改正法の趣旨を十分にご理解の上、改正法の適切な運用に特段のご協力をいただくよう

算する。

また、相続について、建設業者が死亡した場合に死亡後30日以内に国土交通大臣等に申請を行い、認可を受けたときは建設業の許可を承継することとした。譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の規定については相続については相続について準用される。

(3) 請負契約における書面の記載事項の追加 (第19条関係)  
受発注者双方の共通ルールとしてその遵守を促し、働き方改革を促進するため、建設工事の請負契約の当事者が請負契約の締結に際して工事を施工しない日又は時間帯の定めをとするときは、その内容を書面に記載しなければならぬこととされた。

(4) 著しく短い工期の禁止 (第19条の5、第19条の6関係)  
注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととされた。

また、建設業者と請負契約 (請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)を締結した発注者がこの規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣等は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができると、国土交通大臣等は、この勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができるとされた。

この規定を担保するため、国土交通大臣等は、勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができるとされた。

なお、政令で定める事項については、詳細が決定し次第追って通知する。

(5) 建設工事の見積り等 (第20条関係)

建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならないこととされた。

(6) 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供 (第20条の2関係)

建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあるとして認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならないこととされた。

省令で定める事項については、詳細が決定し次第追って通知するが、地下水位、

地下埋設物などの地中の状況に関する事項、近隣対応、騒音振動など周辺環境に関する事項などを規定することを検討している。

(7) 下請代金の支払方法 (第24条の3関係)

元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならないこととされた。

なお、現金の範囲については、銀行振込等、現金と同様に扱われているものについても含まれるものと考ええる。

(8) 不利益取扱いの禁止 (第24条の5関係)

元請負人は、当該元請負人について第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四又は第二十四条の六第三項若しくは第四項の規定に違反する行為があるとして下請負人が国土交通大臣等、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないこととされた。

(9) 建設工事従事者の知識及び技術又は技能の向上 (第25条の27関係)

建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならないこととされた。

(10) 監理技術者の専任義務の緩和 (第26条関係)

専任が求められる監理技術者について、監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、専任でなくともよいこととされた。

ただし、この規定は、工事現場の数が、同一の監理技術者がその行うべき各工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を行ったとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しないこととされた。

政令で定める事項については、詳細が決定し次第追って通知するが、第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者としては、今回創設する一級の技士補などを規定することを検討している。

(11) 主任技術者の配置義務の合理化 (第26条の3関係)

特定専門工事(※)の元請負人及び下請負人(建設業者である下請負人に限る。)は、その同意により、当該元請負人が当該特定専門工事につき第二十六条第一項の規定により置かなければならない主任技術者が、その行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務と併せて、当該下請負人がその下請負に係る建設工事につ



き第二十六条第一項の規定により置かなければならないこととされる主任技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を行うことができることとされた。この場合において、当該下請負人は、第二十六条第一項の規定にかかわらず、その下請負に係る建設工事につき主任技術者を置くことを要しないこととされた。

(※)「特定専門工事」とは、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして政令で定めるものであつて、当該建設工事の元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額未満となるものをいう。ただし、元請負人が発注者から直接請け負った建設工事であつて、当該元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額が第二十六条第二項に規定する金額以上となるものを除く。

また、元請負人と下請負人の合意は、書面により、当該特定専門工事の内容、当該元請負人が置く主任技術者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとされた。加えて、当該元請負人は、この合意をしようとするときは、あらかじめ、注文者の書面による承諾を得なければならぬこととされた。

さらに、当該元請負人が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有し、当該工事の現場に専任でなければならぬこととされた。

また、この場合において当該工事に係る下請負人は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならないこととされた。

本制度の対象となる建設工事の種類など政令又は省令で定めるところとされている事項については、詳細が決定し次第追つて通知する。

#### (12) 技術検定制度の見直し(第27条関係)

技術検定を第一次検定及び第二次検定に再編し、それぞれの検定の合格者は政令で定める称号を称することができるとされた。

政令で定めるところとされている称号については、詳細が決定し次第追つて通知するが、第一次検定の合格者は、級及び種目の名称を冠する技士補、第二次検定の合格者は級及び種目の名称を冠する技士とすることを検討している。

#### (13) 建設業者団体の責務(第27条の40関係)

建設業者団体は、災害が発生した場合において、当該災害を受けた地域における公共施設その他の施設の復旧工事の円滑かつ迅速な実施を図られるよう、当該復旧工事を施工する建設業者と地方公共団体その他の関係機関との連絡調整、当該復旧工事に使用する資材及び建設機械の調達に関する調整その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされた。

#### (14) 工期に関する基準の作成(第34条関係)

中央建設業審議会は、建設工事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告することができることとされた。

#### (15) 標識の掲示義務の緩和(第40条関係)

建設業者が工事現場に標識を掲げる義務について、発注者から直接請け負った工事のみを対象とすることとし、下請の建設業者については掲示を要しないこととされた。

今後、適切な情報提供を担保するため、現場に掲げる許可証、施工体系図等の記載事項の見直しを検討しており、詳細が決定し次第追つて通知する。

#### (16) 建設資材製造業者等に対する勧告及び命令等(第41条の2関係)

国土交通大臣等は、その許可を受けた建設業者が第二十八条第一項第一号若しくは第三号に該当することにより当該建設業者に対して指示をする場合又は当該都道府県知事の管轄する区域内で建設工事を施工している第三号第一項の許可を受けた建設業者が第二十八条第二項第一号に該当することにより当該建設業者を営む者に対して指示をする場合において、当該指示に係る違反行為が建設資材(建設工事に使用された資材をいう。)に起因するものであると認められ、かつ、当該建設業者又は建設業者を営む者に対する指示のみによつては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該建設業者又は建設業者を営む者に当該建設資材を引き渡した建設資材製造業者等(建設資材の製造、加工又は輸入を業として行う者をいう。)に対しても、当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告することができることとされた。

また、国土交通大臣等は、この規定による勧告を受けた建設資材製造業者等がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができるとされた。

さらに、国土交通大臣等は、この規定による勧告を受けた建設資材製造業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらない場合において、勧告を受けた建設資材と同一又は類似の建設資材が使用されることにより建設工事の適正な施工の確保が著しく阻害されるおそれがあるとき、当該建設資材製造業者等に対して、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるとされた。

この制度の実効性を担保するため、国土交通大臣等は、この規定の施行に必要な限度において、その許可を受けた建設業者(都道府県知事にあつては、その許可を受けた建設業者又は当該都道府県の区域内で建設業者を営む者)に建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事務所、工場、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができるとされた。

- 二 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正関係
- (1) 受注者の違反行為に関する事実の通知（第11条関係）
- 各省各庁の長等は、公共工事の受注者である建設業者が著しく短い期間を工期とする下請契約を締結していると疑うに足りる事実があるときは、国土交通大臣等に対し、その事実を通知しなければならないこととされた。
- (2) 適正化指針の記載事項の追加（第17条関係）
- 公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関する事項を、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の記載事項として追加することとされた。
- 三 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律関係
- 本改正法は、災害時の緊急対応の充実強化や働き方改革への対応、生産性向上への取組、調査・設計の品質確保等により、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号。以下「品質法」という。）を改正するものであり、その内容は別添のとおりである。
- なお、本改正法の運用上の留意事項等については、改正後の品質法第九条の規定により定められる基本方針及び同法第二十二条の規定により定められる発注関係事務の運用に関する指針（以下「運用指針」という。）において定めることを予定している。これらの内容については、その策定後改めて通知する。
- 運用指針は、国が、地方公共団体や事業者等の意見を聴いて定めることとされており、発注者共通のルールとなるものである。今後、運用指針の策定に当たっては、ご協力いただきたい。

以上

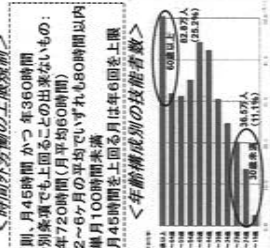
●建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律

<審議の経緯>  
R1.5.28 参議院本会議可決(全会一致)  
R1.6.5 衆議院本会議可決(全会一致)  
R1.6.12 公布

背景・必要性

1. 建設業の働き方改革の促進
  - 長時間労働が常態化する中、その最正等が急務。

※ 働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(報酬付き)が適用開始。
2. 建設現場の生産性の向上
  - 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による翌業の担い手の確保が急務。
3. 持続可能な事業環境の確保
  - 地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。



法案の概要

1. 建設業の働き方改革の促進
  - (1) 長時間労働の最正(工期の適正化等)
    - 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
    - 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。
  - (2) 現場の処遇改善
    - 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
    - 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。
2. 建設現場の生産性の向上
  - (1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進
    - 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
      - (イ)元請の監理技術者に関してはこれを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は建設現場の兼任を容認。
      - (ロ)下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。
    - 建設現場の施工の効率化の促進のための環境整備
      - 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるように、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に對して改善勧告・命令できる仕組みを構築。
  - (2) 建設現場の生産性の向上
    - 建設現場の生産性の向上
      - 建設現場の生産性の向上
        - 建設現場の生産性の向上
          - 建設現場の生産性の向上
            - 建設現場の生産性の向上
              - 建設現場の生産性の向上
                - 建設現場の生産性の向上
3. 持続可能な事業環境の確保
  - 経営業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経営業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。

※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、全後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。
- 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

【目標・効果】  
建設業における働き方改革の実現を通じて、女性や若年層など需要における担い手を確保  
(KPI)・建設業入職者数:4万人(2017年度)→5.5万人(2023年度)(1.5万人増増)  
・建設者・技能労働者の確保(2024年度)  
・技能労働者の確保(2024年度)→原則100%  
・技能労働者:技能労働者の確保(2024年度)→原則100%  
・下請代金のうち、少なくとも労務費相当分を現金払いとする割合:91.4%(2018年度)→100%(2025年度)

●公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 概要

<審議の経緯>  
R1.5.28 参議院本会議可決(全会一致)  
R1.6.7 衆議院本会議可決(全会一致)  
R1.6.14 公布・施行

背景・必要性

1. 災害への対応
  - 全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務
2. 働き方改革関連法の成立
  - 「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務
3. 生産性向上の必要性
  - 建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せて、生産性の向上が急務
4. 調査・設計の重要性
  - 公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要

1. 災害時の緊急対応の充実強化
  - 【基本理念】災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備
  - 【発注者の責務】
    - ①緊急性に依りて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
    - ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
    - ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用
2. 働き方改革への対応
  - 【基本理念】適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮
  - 【発注者の責務】
    - ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
    - ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による要年度ごとの工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
    - ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等
  - 【公共工事等を実施する者の責務】適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結
3. 生産性向上への取組
  - 【基本理念、発注者・受注者の責務】情報通信技術の活用等を通じて生産性の向上
4. 調査・設計の品質確保
  - 公共工事に関する調査等(測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。)及び設計)について広く本法の対象として位置付け
5. その他
  - (1)発注者の体制整備
    - ①発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
    - ②国・都道府県による、発注関係事務に關し助言等を通じた能力を有する者の活用促進等
  - (2)工事に必要な情報(地盤状況)等の適切な把握・活用【基本理念】
  - (3)公共工事の目的物の適切な維持管理【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正



元長行第 83 号  
令和元年 7 月 1 日

担 当 副 会 長  
法 務 部 副 部 長  
法 務 部 部 員 様  
支 部 長  
支部法務関係部会長

長野県行政書士会  
会 長 山 本 準 一  
法 務 部 長 柳 澤 誠

### 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律施行について (相続法の改正)

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 72 号）  
が一部を除き、本日付で施行されました。会員各位におかれましては遺漏なく  
ご対応いただきますようお願い申し上げます。

#### 【令和元年 7 月 1 日施行概要】

- ①婚姻期間が 20 年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置
- ②預貯金の払戻し制度の創設
- ③遺留分制度の見直し
- ④特別の寄与の制度の創設

詳細につきましては、法務省ホームページ

「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律について（相続法の改正）」

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00222.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html) をご確認ください。

# 事業報告

## ～ コスモス市民公開講座 in 小諸 ～

佐久支部 依田 常広

### 「みんなで考える成年後見～将来の安心のために～」開催報告

2019年4月21日（日）小諸市の市民交流センターにおいて、コスモスしなの主催の市民公開講座「みんなで考える成年後見～将来の安心のために～」が開催されました。当日の来場者の総数は37名でしたが、アンケートの集計結果から、地域別の参加者は、小諸市37%、佐久市37%、北佐久郡21%、その他5%、男女比は、男性3分の1、女性3分の2、年齢層は、40歳代まで約20%、50から60歳代約30%、70歳代以上約50%でした。また、講座の開催をどのように知ったかについては、複数回答によりますが、知人53%、市町村の広報24%、チラシ24%、親族20%、その他5%という結果になりました。今回の講座は、佐久支部のコスモス会員を中心に実行委員会を組織し進めてまいりました。各会員が、市町村役場、社会福祉協議会、福祉施設等を訪問し、それぞれチラシを配布しながらPRや周知を図りそれなりの手ごたえは感じていたのですが、予想していた人数には至らず、大勢の参加者に来てもらうという面では課題が残りました。

さて、公開講座には、市町村の高齢福祉事務担当者も参加されましたので、感想を聞いてみると、「講師の説明が具体的で分かりやすかった、配付された資料も理解しやすかった、今後の仕事にいかしたい。」とのことで好評でした。また、講座全体についての感想のアンケートでも、「講師の説明がていねいで分かりやすかった。」「実例を挙げての説明で、理解が深まった。」「任意後見制度、特に後見人の報酬等について知りたかったが、これらに答える研修で大変良かった。」等々、参加者は満足されたという結果になりました。

また、参加者から出された意見、要望としては、「成年後見制度はこれから必要度の増すものであるが周知がされていない。」「とても有意義な講座でしたが、開催の周知があまりされていないように感じた。」「もっとたくさんの人に知ってもらいたい内容でもったいないと感じた。」「仕事柄この制度を案内、活用していく立場なので参考になった。」がありました。また、続編が開催されたら参加しますかという問いには、「また参加したい。」と「近所なら参加したい。」を合わせると95%になりました。このように公開講座は、成年後見制度について皆で考える絶好の機会となり、参加者からも役に立つと好評でした。

なお、コスモスしなのでは公開講座等によりPRを続けるとともに理解を深めてまいります。一緒に活動してくれる仲間を募集中です。皆様のご参加をお待ちしております。





## 「大人の文化祭」 出展報告

広報監察部 吉田 靖史

昨年に続き「大人の文化祭」にブースを出展して広報活動を行いました。

第12回「大人の文化祭」2019は、昨年より日程が3週間ほど早まり、6月15日(土)、16日(日)の開催になりました。

本会の総会後ではありますが、各部の担当者が定まっていなかった時期だったので出展準備は前期の広報監察部が行いました。

会場は昨年と同じ長野市のエムウェーブで、長野県行政書士会は「終活」をテーマにしたゾーンに出展し、本会法務部、コスモス成年後見サポートセンター長野県支部と広報監察部がミニセミナーや来場者の相談への対応などにより行政書士制度に関心を持っていただけるような広報活動に努めました。



今回、広報監察部では2月に開所した「長野県行政書士紛争解決センター」の広報に力を入れ、センターが扱う分野をイラストなどで分かりやすく表わしたチラシを「ユキマサくん」をデザインしたポケットティッシュとともに来場者のみなさんに配りました。



二日とも天候には恵まれなかったのですが、主催者の発表では延べ来場者は3万1600人とのことでした。

## 大人の文化祭に参加して

(一社) コスモス成年後見サポートセンター長野県支部

柳澤 誠

今年度もコスモスしなのは、県本会と協力して大人の文化祭に参加させていただきました。行政書士の社会貢献活動として成年後見に取り組んでいるコスモスしなのとしても、市民の皆様に直接PRの出来るこのような場は、とても大切な機会であると考えております。

今回は、ステージ発表で「任せて安心、成年後見－人生100年時代の安心－」と銘打ち、福祉的な視点からの「成年後見制度」と、ご家族の意向に沿って柔軟な対応ができる「家族信託制度」についてパネルディスカッション形式で御案内させていただきました。「家族信託」という目新しい制度の御案内であったことや、2年目の出展と言うこともあってか、ブースにお寄りいただくお客様も多くなり、PR効果を実感しました。

これからもコスモスしなのは、県本会と協力しながら社会貢献活動のPRを進めて、行政書士の知名度向上に努めていきたいと思っております。



# お 知 ら せ

## 長野県行政書士会会則施行規則の一部改正について

(平成31年 3月12日理事会議決)

(改正理由)

ADR 特別委員会を平成31年 3月31日付けで廃止し、新たに設置した長野県行政書士紛争解決センターに業務を引継ぐため。

○長野県行政書士会会則施行規則（昭和61年 4月 1日）の一部を次のように改正する。

新	旧
<p>(業務組織)</p> <p><b>第11条</b> 会則第52条の2の規定により、本会業務の適正な運営を図るため、次に掲げる組織を置く。また、必要に応じて特別委員会を置くことができる。</p> <p>(1) ～ (10) 略</p> <p><u>(11) 長野県行政書士紛争解決センター</u></p> <p>(業務分掌等)</p> <p><b>第12条</b> 前条の規定による組織の業務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (10) 略</p> <p><u>(11) 長野県行政書士紛争解決センター</u></p> <p>① ～ ⑦ (略)</p>	<p>(業務組織)</p> <p><b>第11条</b> 会則第52条の2の規定により、本会業務の適正な運営を図るため、次に掲げる組織を置く。また、必要に応じて特別委員会を置くことができる。</p> <p>(1) ～ (10) 略</p> <p><u>(11) ADR 特別委員会</u> (削除)</p> <p>(12) 長野県行政書士紛争解決センター</p> <p>(業務分掌等)</p> <p><b>第12条</b> 前条の規定による組織の業務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (10) 略</p> <p><u>(11) ADR 特別委員会</u> (削除)</p> <p>① <u>裁判外紛争解決機関の認証申請に関する事項</u></p> <p>② <u>裁判外紛争解決に関する研修その他調停委員の育成に関する事項</u></p> <p>③ <u>裁判外紛争解決手続き等を活用しての市民相談に関する事項</u></p> <p>(12) 長野県行政書士紛争解決センター</p> <p>① ～ ⑦ (略)</p>
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 この規則は、昭和61年 4月 1日から施行する。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b> (平成31年 2月 1日法務大臣認証 認証番号第161号)</p> <p>この規則は、法務大臣の認証のあった日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p><u>この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 この規則は、昭和61年 4月 1日から施行する。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b> (平成31年 2月 1日法務大臣認証 認証番号第161号)</p> <p>この規則は、法務大臣の認証のあった日から施行する。</p>

長野県行政書士会  
個人会員・法人会員 各位

長野県行政書士会  
会 長 山本準一  
広報監察部長 和田英幸

### 会員名簿掲載内容の確認について

標記の件について、本会では今年度令和元年度版会員名簿を作成し、会員各位に配布いたします。

つきましては、会員名簿への掲載内容について全会員に確認したいと思っておりますので、下記の欄に記入の上、本会事務局へ 8 月 20 日までに F A X 又は E メールにてご連絡ください。(連絡が無い場合は、これまでに本会に報告されている情報を掲載します。)

本会事務局 F A X 0 2 6 - 2 2 4 - 1 3 0 5

E メール gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

なお、この連絡をもって行政書士法第 6 条の 4 所定の変更登録申請とは扱いません。事務所所在地等を変更した会員は、すみやかに申請することが義務付けられています。

支部名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

会員番号 入会年月日	登録番号 登録年月日	氏 名 事務所名称	〒事務所所在地 Eメールアドレス	電話番号 F A X	主要業務
					行政書士以外の 類似資格
			〒		

#### ※記載上の注意

行政書士以外の類似資格の凡例

税理…税理士、司法…司法書士、土地…土地家屋調査士、建築…建築士、  
社会…社会保険労務士、宅地…宅地建物取引主任者、公認…公認会計士、  
不動…不動産鑑定士、弁理…弁理士、測量…測量士、測補…測量士補、1 級…1 級建築士  
主要業務例

建設…建設業、農地…農地法、廃棄…廃棄物、風営…風営・飲食、国際…国際業務、  
運輸…運輸交通、相続…相続業務、成年…成年後見、法人…法人関連手続

※主要業務は、上記業務例から 2 業務お選び下さい。



# 話し合いによるトラブル解決

お気軽にご利用ください

こんなトラブル・お悩みを抱えていませんか？

## 外国人



外国人の職場や学校での問題について、法律や在留のことに詳しい行政書士に間に入って解決の手伝いをして欲しい。

職場の待遇についてのトラブル（従業員の方・事業所の方）、学校内のいざごごについてのトラブル（生徒の方・学校の方） など

## 敷金



賃貸アパートから退去するとき、大家さんが敷金を返してくれない。大家さんの説明に納得がいかないので話し合いをしたい。

敷金返還・原状回復に関するトラブル、賃貸借契約の終了に伴う精算に関するトラブル、原状回復費用に関するトラブル など

## ペット



リードを付けていない近所の犬に突然噛みつかれた。治療費や慰謝料についてもめている。第三者に間に入ってもらい話し合いをしたい。

咬みつき、引っかき事件（被害を受けた、加害側となった）、医療事故、鳴き声のトラブル、のら猫のトラブル、売買のトラブル など

## 自転車



歩道を歩いていたら自転車とぶつかってしまいケガをした。賠償金の話し合いでトラブルになっている。

自転車と自転車の交通事故、自転車と歩行者の事故、自転車による物損事故 など

**ADR（裁判外紛争解決手続）が解決をお手伝いします**



- 双方が納得できる解決を専門家がサポートします。
- プライバシーが守られます。
- 裁判と比較して短期間の話し合いで解決できます。
- 利用にあたっては事前に説明が受けられます。

まずは、ご相談ください

**長野県行政書士紛争解決センター**

ADRについて詳しくは裏面をごらんください。





## ADRとは？

ADRとは Alternative Dispute Resolution (裁判外紛争解決手続)の頭文字です。裁判所による訴訟手続によらずに民事上の紛争を解決しようとする、紛争当事者のために公正な第三者が関与してその解決を図る手続をいいます。「裁判所はちょっと敷居が高いなあ」「だれか法律に詳しい人が間に入って話し合いのお手伝いをしてくれないかな」といった方のための、行政書士による調停センターです。

専門家が、  
双方の言い分をしっかり  
聞いたうえで、  
お互いに納得できる  
解決策を  
一緒に考えます。



### よくあるご質問

解決が早くて  
費用も抑え  
られるんだ！



#### 費用がどのくらいかかるか心配です

申込手数料としてまずは10,000円(税別)を納付いただきます。その後、期日1回につき期日手数料として10,000円(税別)が必要となります。また、和解が成立した場合には別途成立手数料が必要となります。

#### 調停人は誰がやるのですか？

原則として、100時間を超える座学及びトレーニングを受けた行政書士2名が調停人として選任されます。案件により、担当弁護士が調停人として選任されることもあります。

#### 解決までどのくらい 時間がかかりますか？

当センターの調停規程では「3回以内の調停手続きまたは申込の日から15週間以内」を解決までの目安としています。

申し込みは  
カンタン  
なのね！

#### 長野市までは行けないんだけど…

長野県内であればどこでも調停を行うことができます。その場合、別途交通費等が発生します。



これは  
ペンリダネ！

#### 土日や夜間でも お願いできますか？

土日や夜間でも可能な場合があります。  
お気軽にご相談ください。



#### 長野県行政書士紛争解決センターって？

長野県行政書士紛争解決センターは、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の規定に基づき、法務大臣の認証(認証番号第161号)を取得している調停機関です。

### センター手続の流れ

申込人(相談者)からの問合せ  
(来局、電話どちらでも可能です)

申込人との事前相談及び説明  
(事務局において行います)

申込人による調停申込書の提出  
(センターが、適・否を判定します)

相手方への調停への呼びかけ  
(センターが行います)

相手方との事前相談及び説明  
(事務局において行います)

相手方からの調停依頼書の提出  
(センターが適・否を判定します)

#### 調停手続の開始

※手続開始後の調停は、原則として同席で行います。

#### 調停の開始

当事者の出席した席上(期日)で話し合いを行います。これを意見がまとまるまで数回繰り返します。話し合いがまとまると合意書を作成します。

※合意書については、事例に応じ、公正証書にする等の指導をさせていただきます。

まずは、ご相談ください

## 長野県行政書士紛争解決センター


TEL. (026) 224-1300 FAX. (026) 224-1305

〒380-0836 長野市南県町1009-3 長野県行政書士会館

お問合せ受付 平日10:00~16:00

具体的なお相談 水曜日10:00~16:00(要予約)



 **長野県行政書士会**  
法務大臣認証裁判外紛争解決機関第161号



## 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い

行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位の保持に努めなければなりません。

特に職務上請求書の使用にあたっては、戸籍法及び住民基本台帳法の規定により、行政書士等の資格者が職務上必要である場合に限り行使できるとされており、限られた資格者にのみ認められた国民利便のための制度であるため、個人情報保護、人権の擁護などの観点からも高い倫理意識に基づいた厳正な取扱いが求められ、職務上請求書の偽造、不正使用、人権侵害のおそれがある戸籍等の取得は決して許されることではありません。

会員の皆様におかれましては、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「行政書士法」、日行連の「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則等」の趣旨を十分に理解され、適正な使用及び厳格な取扱いに努めて頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、職務上請求書の払出し方法につきましては、本会事務局へお問い合わせください。

## 幹 旋 物 一 覧

品 名	価 格	備 考
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,650円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,650円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。 送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新会社法パート2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

## 長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金または請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。か、事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので、是非ご利用をお願いします。

# 会 議 報 告

## □農林建設部研修会

- 1 と き 平成31年3月6日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 荻原副会長、松島部長、常盤副部長、山田、小島各部員、会員23名
- 4 研修内容 建設キャリアアップシステムについて
- 5 講 師 (一財)建設業振興基金建設キャリアアップシステム事業推進センター 課長 平田裕太郎 様

## □(一財)日本ADR協会主催実務研修・実務情報交換会

- 1 と き 平成31年3月8日(金)
- 2 と ころ 東京都、(公社)商事法務研究会
- 3 出 席 者 和田ADRセンター長
- 4 研修内容
  - (1) 相談担当者・事務局担当者にも役立つ調停技法入門～ロールプレイで学ぶメディエーションスキル～
  - (2) 実務情報交換会

## □正副会長会

- 1 と き 平成31年3月12日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、吉田、赤羽、荻原各副会長、宮下総務部長
- 4 会議事項
  - (1) 平成30年度決算見込みについて
  - (2) 平成31年度事業計画(案)及び予算(案)について
  - (3) 長野県行政書士会会則施行規則の一部改正(案)について
  - (4) 綱紀案件について
  - (5) その他
- 5 報告事項

- (1) 少額訴訟の結果について
- (2) ADR認証について

## □理事会

- 1 と き 平成31年3月12日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、吉田、荻原各副会長、佐藤、柳澤、常盤、福井、赤羽、木下、深澤、白井、松島、岡田、長田、宮下、永村、鈴木、高田各理事、岡部綱紀委員長、大槻部長、和田センター長
- 4 会議事項
  - (1) 平成30年度決算見込みについて
  - (2) 平成31年度事業計画(案)及び予算(案)について
  - (3) 長野県行政書士会会則施行規則の一部改正(案)について
  - (4) 綱紀案件について
  - (5) その他
- 5 報告事項
  - (1) 少額訴訟の結果について
  - (2) ADR認証について

## □新たな外国人材受入れに係る制度説明会

- 1 と き 平成31年3月12日(火)
- 2 と ころ 長野市、長野県庁
- 3 出 席 者 赤羽国際部長

## □平成30年度自動車保有関係手続きのワンストップサービスに係る連絡会(兼準備会)

- 1 と き 平成31年3月13日(水)
- 2 と ころ 長野市、北陸信越運輸局長野運輸支局
- 3 出 席 者 大槻部長、中塚副部长、良川部員
- 4 内 容



- (1) 平成30年度ワンストップサービスに係る連絡会(第1回)開催以降の動き
- (2) 意見交換
- (3) その他

#### □新潟県外国人材受入サポートセンターに係る視察

- 1 と き 平成31年3月14日(木)
- 2 と ころ 新潟市、新潟県行政書士会
- 3 出席者 吉田、赤羽各副会長

#### □東京会主催「法教育シンポジウム」

- 1 と き 平成31年3月18日(月)
- 2 と ころ 東京都、東京都行政書士会
- 3 出席者 岡田法務部長、古谷長野支部会員
- 4 内容・講師
  - (1) 法教育実践活動報告その他
  - (2) 法教育研修会「民事手続を題材にした法教育」・帝京大学法学部 助教 長島 光一 様

#### □国際部研修会

- 1 と き 平成31年3月19日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽部長、春日副部長、会員27名
- 4 研修内容 4月1日より施行される新たな在留資格「特定技能」について
- 5 講 師 赤羽部長、春日副部長

#### □八十二銀行との打ち合わせ

- 1 と き 平成31年3月25日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 萩原副会長、岡田法務部長、大概コスモス支部長

#### □長野県商工会連合会臨時総会

- 1 と き 平成31年3月25日(月)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21

- 3 出席者 宮下総務部長

#### □ADR(裁判外紛争解決手続)実戦研修会

- 1 と き 平成31年3月26日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 和田センター長、深澤副センター長、二瓶運営委員、会員13名
- 4 内 容
  - (1) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)
  - (2) センター規則、調停規程の概要(調停の流れ)
  - (3) 調停員による模擬調停実演
- 5 講 師 ADRセンター運営委員

#### □ADRセンター開所祝賀会

- 1 と き 平成31年3月26日(火)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 山本会長、吉田、赤羽、萩原各副会長、和田センター長、深澤副センター長、二瓶運営委員
- 4 弁護士会 金子会長、山崎、山際、小林、長田、江口、田中各弁護士

#### □正副会長会

- 1 と き 平成31年4月8日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、吉田、赤羽、萩原各副会長、宮下総務部長
- 4 会議事項
  - (1) 平成30年度事業報告及び決算について(監査報告)
  - (2) 長野県行政書士会会則の一部を改正する会則(案)について
  - (3) 平成31年度事業計画(案)と予算(案)について
  - (4) 平成31年度表彰者の決定について
  - (5) 平成31年度定時総会等の進行計画(案)につ



いて

(6) その他

## □決算監査

- 1 と き 平成31年4月8日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 木内、小野各監事、山本会長、宮下総務部長、三井政連会長
- 4 監査執行状況

平成30年12月1日から平成31年3月31日までの業務推進状況及び、一般会計、幹旋物特別会計の収入・支出状況について、並びに長野県行政書士政治連盟の収入・支出状況について、関係帳簿、証拠書類、預金通帳等により監査が行われた。

監査結果については、4月12日開催の理事会及び幹事会で監事から適正に処理されている旨報告がなされた。

## □表彰選定会議

- 1 と き 平成31年4月8日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、吉田、赤羽、荻原各副会長、宮下総務部長
- 4 会議事項
  - (1) 平成31年度表彰者の選定について
  - (2) その他

## □理事会

- 1 と き 平成31年4月12日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、吉田、赤羽、荻原各副会長、佐藤、柳澤、常盤、福井、赤羽、木下、深澤、松島、岡田、長田、宮下、永村、鈴木、高田各理事、木内、小野各監事
- 4 会議事項
  - (1) 平成30年度事業報告及び決算について(監

査報告)

- (2) 長野県行政書士会会則の一部を改正する会則(案)について
- (3) 平成31年度事業計画(案)と予算(案)について
- (4) 平成31年度表彰者の決定について
- (5) 平成31年度定時総会等の進行計画(案)について
- (6) その他

## □山梨会国際部連絡会議

- 1 と き 平成31年4月18日(木)
- 2 ところ 甲府市、山梨県行政書士会館
- 3 出席者 赤羽部長、春日副部長

## □東京入管甲府出張所表敬訪問

- 1 と き 平成31年4月18日(木)
- 2 ところ 甲府市、東京入管甲府出張所
- 3 出席者 赤羽部長、春日副部長

## □選挙管理委員会

- 1 と き 平成31年4月19日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 向田委員長、和田副委員長、櫻井、宮下、上杉、有賀、小林、春日各委員
- 4 会議事項
  - (1) 令和元年度会長選挙立候補者について
  - (2) 会長選挙事務について
  - (3) その他

## □上田支部総会

- 1 と き 平成31年4月19日(金)
- 2 ところ 上田市、ささや
- 3 出席者 山本会長

## 長野県弁護士会役員就任披露宴

- 1 と き 平成31年4月23日(火)
- 2 と ころ 長野市、長野ホテル犀北館
- 3 出 席 者 萩原副会長、和田ADRセンター長

## 佐久支部総会

- 1 と き 平成31年4月26日(金)
- 2 と ころ 佐久市、ホテルゴールデンセンチュリーー萬里温泉
- 3 出 席 者 山本会長

## 長野支部総会

- 1 と き 令和元年5月9日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長

## 総会等運営会議

- 1 と き 令和元年5月17日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 正副会長、各部長・センター長、総務副部長、総務部員、政連幹事長・副会長、小林、春日各会員
- 4 会議事項
  - (1) 令和元年度定時総会等の運営について
  - (2) その他

## 司法書士会総会

- 1 と き 令和元年5月17日(金)
- 2 と ころ 長野市、ホテル犀北館
- 3 出 席 者 山本会長

## （一社）長野県資源循環保全協会通常総会

- 1 と き 令和元年5月17日(金)

- 2 と ころ 長野市、メルパルク長野
- 3 出 席 者 柳澤環境生安部長

## グローバルキャリアフェア in NAGANO

- 1 と き 令和元年5月18日(土)
- 2 と ころ 長野市、信州科学技術総合振興センター
- 3 出 席 者 赤羽国際部長

## 所在者不明土地の利用の円滑化等に関する特例措置法に関する説明会

- 1 と き 令和元年5月23日(木)
- 2 と ころ さいたま市、さいたま新都市合同庁舎
- 3 出 席 者 松島部長

## 一日合同行政相談所

- 1 と き 令和元年5月28日(火)
- 2 と ころ 松本市、井上百貨店本店
- 3 出 席 者 岡田、小池各松本支部会員

## （一社）長野県不動産鑑定士協会総会

- 1 と き 令和元年5月31日(金)
- 2 と ころ 長野市、ホテルメトロポリタン長野
- 3 出 席 者 山本会長

## 日行連関地協会長会

- 1 と き 令和元年6月10日(月)
- 2 と ころ 東京都、東京都行政書士会
- 3 出 席 者 山本会長
- 4 議 題
  - (1) 平成30年度事業報告及び決算報告について
  - (2) 令和元年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
  - (3) その他の事項

## □故成澤栄一県議葬儀

- 1 と き 令和元年6月10日(月)
- 2 と ころ 長野市、さがみ典礼長野法事センター
- 3 参 列 者 宮下理事

## □長野県社会保険労務士会総会

- 1 と き 令和元年6月11日(火)
- 2 と ころ 長野市、ホテルメトロポリタン長野
- 3 出 席 者 山本会長

## □綱紀委員会

- 1 と き 令和元年6月12日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、後藤、坂本、宮嶋、小野、大谷各委員
- 4 会議事項
  - (1) 綱紀委員長、副委員長、職務代理者の互選
  - (2) 綱紀案件について
  - (3) その他

## □正副会長会

- 1 と き 令和元年6月17日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、赤羽、清水、松島各副会長、宮下総務部長
- 4 会議事項
  - (1) 行政書士会の人事について
  - (2) 会務全般について
  - (3) その他

## □綱紀委員会

- 1 と き 令和元年6月24日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館

- 3 出 席 者 山本会長、坂本委員長、宮嶋副委員長、後藤職務代理者、小野、大谷各委員

## 4 会議事項

- (1) 綱紀案件の報告
- (2) 綱紀案件の聴聞について
- (3) その他

## □一日合同行政相談所

- 1 と き 令和元年6月26日(水)
- 2 と ころ 上田市、上田市中央公民館
- 3 出 席 者 高井、柴崎各上田支部会員

## □(一財)日本国際協力センター主催 外国人就労・定着支援研修

- 1 と き 令和元年6月28日(金)
- 2 と ころ 松本市、松本勤労者福祉センター
- 3 講 師 竹渕伊那支部会員
- 4 講 義 在留管理制度

## □理事会

- 1 と き 令和元年6月28日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、赤羽、清水、松島各副会長、佐藤、渡邊、柳澤、関、上島、赤羽、春日、深澤、岡田、一之瀬、奈良木、宮下、古谷、高田各理事、宮嶋剛紀副委員長
- 4 会議事項
  - (1) 部長、副部長、部員の選任について
  - (2) 綱紀案件について
  - (3) その他

## □合同会議

- 1 と き 令和元年6月28日(金)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出 席 者 正副会長、理事、各部員、各委員
- 4 会議事項

- (1) 各部員等への委嘱書交付
- (2) 令和元年度の事業について

- (2) その他

## □総務部会

- 1 と き 令和元年6月28日(金)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 山本会長、宮下部長、佐藤副部長、関、深澤各部員
- 4 会議事項
  - (1) 令和元年度事業計画について
  - (2) その他

## □農林建設部会

- 1 と き 令和元年6月28日(金)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 清水副会長、赤羽部長、奈良木副部長、藤森、上島各部員
- 4 会議事項
  - (1) 令和元年度事業計画について
  - (2) その他

## □運輸交通部会

- 1 と き 令和元年6月28日(金)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 赤羽副会長、大槻部長、中塚副部長、長崎部員
- 4 会議事項
  - (1) 令和元年度事業計画について
  - (2) その他

## □国際部会

- 1 と き 令和元年6月28日(金)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 赤羽副会長、春日部長、三浦副部長、宮本部員
- 4 会議事項
  - (1) 令和元年度事業計画について

## □環境生安部会

- 1 と き 令和元年6月28日(金)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 清水部長、木内副部長、高田部員
- 4 会議事項
  - (1) 令和元年度事業計画について
  - (2) その他

## □研修部会

- 1 と き 令和元年6月28日(金)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 松島副会長、岡田部長、西澤副部長、渡邊、二瓶、古谷各部員
- 4 会議事項
  - (1) 事業計画の具体的な内容・日程等について
  - (2) 特定行政書士法定研修の日程等について
  - (3) その他

## □法務部会

- 1 と き 令和元年6月28日(金)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 松島副会長、柳澤部長、古谷副部長、山田、木村各部員
- 4 会議事項
  - (1) 令和元年度事業計画について
  - (2) その他

## □広報監察部会

- 1 と き 令和元年6月28日(金)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 赤羽副会長、一之瀬副部長、土屋、五味、吉田各部員
- 4 会議事項
  - (1) 令和元年度事業計画及び予算について
  - (2) 会報144号について

- (3) 行政書士制度広報月間について
- (4) 会員名簿の印刷について
- (5) その他

## 農林建設部会

- 1 と き 令和元年7月4日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、赤羽部長、奈良木副部長、藤森、上島各部員
- 4 会議事項
  - (1) 令和元年度事業計画について
  - (2) その他(官公署訪問)

## 研修部会

- 1 と き 令和元年7月4日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、松島副会長、岡田部長、渡邊、二瓶、古谷各部員
- 4 会議事項
  - (1) 令和元年度事業計画の再検討について
  - (2) その他

## 広報監察部会

- 1 と き 令和元年7月4日(金)

- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、赤羽副会長、和田部長、一之瀬副部長、土屋、五味、吉田、小西各部員
- 4 会議事項
  - (1) 令和元年度事業計画及び予算について
  - (2) 会報144号について
  - (3) 行政書士制度広報月間について
  - (4) 会員名簿の印刷について
  - (5) その他

## ADR センター会議

- 1 と き 令和元年7月9日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、和田センター長、深澤副センター長
- 4 会議事項
  - (1) 事業計画について
  - (2) その他

## 一日合同行政相談所

- 1 と き 令和元年7月9日(火)
- 2 ところ 佐久市、佐久市佐久平交流センター
- 3 出席者 依田、渡邊各佐久支部会員





## 会長就任ごあいさつ

政連会長 三井 経光

政治連盟の役割はなにか。行政書士として世に貢献して、自立でき、誇りを持てる役割を果たしていく使命を負っております。他士業との兼ね合い、さらに仲間として「和」をもって仲良く一つの目標に向かって力を合わせる時は合わせて行政書士としての地位を獲得していく。地方自治においても声を出し、行政を動かしていく。形としてその声が生かされて皆様の下へ戻っていく。そのための政治連盟ではないかと思えます。

昨年に引き続いて今年も役割を果たし、県政、国政を動かしていきたいと思えますが、ただ声を届けるだけの感がいたします。要望書を実現してくれる人が欲しい。県議会議員にしても国会議員にしても要望を実現してくれる方が欲しいなと思えます。私たちの要望（陳情）を受けてもその後の結果、経過がないのが現実ではないかと思えます。私も市議会でも言わせていただき、3件のうち3件を行政がやりますという答えをいただきました。どうか少しでも皆様の声を実現させるべく、今年も頑張りますので、御理解を賜りたく願います。会員の皆様の今後の御発展を願ひまして、ごあいさつに代えさせていただきます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

## 定期大会開催報告

令和元年度定期大会が5月24日(金)午後2時40分より、長野市のホテル国際21で開催されましたのでご報告いたします。

- 1 司 会 佐藤総務副部長
- 2 正 副 議 長 議 長 春日博幸代議員 (伊那支部)  
副議長 小林良美代議員 (長野支部)
- 3 議事録署名人 古谷 豊代議員 (長野支部)、石丸 誠代議員 (長野支部)

#### 4 議 案 審 議

- |       |               |                    |
|-------|---------------|--------------------|
| 第1号議案 | 平成30年度事業報告    | 賛成多数により可決承認されました。  |
| 第2号議案 | 平成30年度決算報告    | 賛成多数により可決承認されました。  |
| 第3号議案 | 令和元年度運動方針 (案) | 賛成多数により可決承認されました。  |
| 第4号議案 | 令和元年度予算 (案)   | 賛成多数により可決承認されました。  |
| 第5号議案 | 役員を選任         | 下記の者が選任されました。(敬称略) |

#### 会 長

長野支部 三井 経光

#### 幹事長

伊那支部 赤羽 公彦

#### 副会長

上田支部 土屋 勝浩

松本支部 松島 茂行

長野支部 山本 準一

#### 幹 事

佐久支部 佐藤 佳苗 (副幹事長) 渡邊 博昭

諏訪支部 赤羽 康志 関 純子

上島 聡

伊那支部 二瓶 裕史 (副幹事長)

飯田支部 清水 博

松本支部 深澤和歌子 岡田 忠興

一之瀬大輔 奈良木利邦

長野支部 宮下 幸吉 古谷 豊

北信支部 高田 勝男

#### 会計監事

上田支部 林 辰幸

長野支部 小林 良美



衆議院議員 務台俊介様



衆議院議員 下条みつ様

# 会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

## — 入会者 — 個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
長野支部	31. 3. 15	熊川 飛鳥	須坂市	長野支部	31. 3. 15	宮澤 博	長野市
諏訪支部	元. 5. 1	小河内星武	諏訪市	長野支部	31. 4. 2	鈴木 将敏	千曲市
松本支部	元. 5. 1	青柳 夏苗	塩尻市	飯田支部	元. 5. 1	中島 強	下伊那郡喬木村
長野支部	元. 5. 1	和田 仁	千曲市	飯田支部	元. 5. 1	天野 有貴	飯田市
佐久支部	元. 5. 15	田中 友崇	佐久市	諏訪支部	元. 6. 1	両角 昇吉	茅野市
諏訪支部	元. 5. 15	両角 覺一	茅野市	松本支部	元. 6. 1	宮川 知也	松本市
長野支部	元. 6. 1	高山 和良	長野市	長野支部	元. 6. 1	塚田 尚	埴科郡坂城町
佐久支部	元. 6. 15	井出 勇氣	小諸市	上田支部	元. 6. 15	竹内 明	上田市
松本支部	元. 7. 1	佐藤 勇樹	松本市				

## — 退会者 —

所属支部	氏 名	退 年 月 日	所属支部	氏 名	退 年 月 日	所属支部	氏 名	退 年 月 日
北信支部	松島 芳雅	31. 3. 31	松本支部	古田 敬雄	31. 3. 31	飯田支部	渡邊 辰昭	31. 3. 31
長野支部	山崎 一雄	31. 3. 31	長野支部	中村 康德	31. 3. 7	松本支部	伊藤 良一	31. 3. 31
松本支部	上地 芳和	31. 3. 28	松本支部	金子 宣昭	31. 3. 31	松本支部	本間 恵子	31. 3. 31
諏訪支部	牛山 栄作	31. 3. 31	長野支部	中野 俊幸	31. 3. 31	北信支部	竹前 美保	31. 4. 30
飯田支部	吉川 彰一	31. 4. 30	諏訪支部	神山 幸雄	31. 4. 15	松本支部	赤澤 乙市	元. 6. 30
北信支部	湯本 修	元. 6. 19	上田支部	川村 良一	元. 6. 25	松本支部	矢口 忠勝	元. 6. 30

## — 単位会変更 —

静岡県行政書士会へ移転（H31. 4. 1） 佐久支部 宇賀神拓央

## — 法人会員 —

行政書士法人リーガルイースト（長野市西尾張部1115番地2）・成立年月日H31. 4. 3

## ご 逝 去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

小 山 秀 典 殿（上田）  
平成31年 3 月

松 井 文 雄 殿（上田）  
平成31年 4 月

天 野 保 治 殿（飯田）  
令和元年 5 月

林 常 登 殿（伊那）  
令和元年 5 月

## 編 集 後 記

和田部長の下、新しい広報監察部の活動がスタートしました。

広報は、今日の活動が明日の成果に結びつくとは限らないところに難しさを感じます。

「広報のプロ」ではない私たち広報監察部員にできることは限られていますが、行政書士制度を広く知っていただくため試行錯誤しながらより良い広報に努めてまいります。

前期に引き続き広報監察部の活動にご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（広報監察部 吉田）

# 行政書士NAGANO 投稿募集

広 報 監 察 部

広報監察部では、長野県行政書士会会員からの投稿を下記の要領により受付いたします。

## 1. 原稿等について

### (1) 表紙用の写真、絵画、書など

作品及び作品の簡単な説明（100字程度）

### (2) 行政書士業務に関する研究論文、資料あるいは実務事例報告など

字数2,000字程度

### (3) その他

自由投稿

2. 上記投稿は、自作で著作権法等に抵触しないものに限り、(肖像権等ご注意ください。)

3. 本会及び他者(個人・団体を問わず)の誹謗・中傷、あるいは不穏当な語句を含む原稿は掲載できません。

## 4. 原稿などの送付方法について

(1) 原稿は、メールあるいはメールに文書ファイル、画像ファイル等を添付してお送りください。

(2) FAX及び手書きによる原稿は出来るだけご遠慮下さい。

(3) 投稿の際は、件名に「広報誌投稿」と記載し事務局宛にお送り下さい。

(4) 投稿後の原稿の訂正は必ず書面(メール含む)で行ってください。

5. 原稿等は随時募集しておりますが、広報誌は年4回の発行となっておりますので投稿者の掲載したい時期に掲載できない場合もございますので、ご了承下さい。

6. 投稿原稿の採否は広報監察部会で決定いたします。採否の理由については一切お答えできません。また、原稿は採否に関わらず返却いたしません。

7. 編集の都合により大幅な加筆、修正、削除等が必要な場合は広報監察部から投稿者に対して連絡いたします。その求めに応じていただけない場合は掲載できませんのでご了承下さい。

8. 投稿を掲載したことにより発生したトラブルに関して、県行政書士会及び広報監察部は一切責任を負いません。

9. 掲載記事に関する質問・意見については一切お答えできません。

Eメール : gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

発行所 長野県行政書士会

〒380-0836 長野市南県町1009-3

TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305

ホームページ <http://www.nagano-gyosei.or.jp>

メールアドレス [gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp](mailto:gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp)

発行者 会長 山本 準一

編集者 広報監察部長 和田 英幸

印刷 三和印刷(株)

# 建設業経営状況分析は ワイズ公共データシステム

おかげさまで  
民間分析機関

(2019年7月現在 弊社調べ)

## 受付実績 No.1

簡単  
便利

### 全国のコンビニで 結果通知書の受け取り可能

郵送での受け取りも  
もちろん可能です!!

※セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマートの  
マルチコピー機にて受け取り可能。

業界  
最速

### 申請～結果受け取りまで 3時間以内

※ 即日コース + 電子申請 + コンビニ受取を選択の場合。

選べる  
プラン

### 分析 料金 9,000円～

※ エコミープランを選択 + ISO取得業者様の場合。

ソフト  
無料

### 建設業書類作成ソフト 新元号【令和】対応

長野県行政書士会様とは2016年2月15日に業務提携をさせていただきました。  
行政書士登録後5年間は全ての機能を無料にてご利用いただけます。  
登録後5年以上の方も、以下の条件でソフトをお使いいただけます。

登録後5年未満

行政書士登録から

5年間無料

ワイズ公共  
データシステムに

年間1件  
の分析申請

翌年も無料

登録後5年以上

インストールから

1年間無料

ワイズ公共  
データシステムに

年間1件  
の分析申請

翌年も  
無料

## 建設業ソフトCD・資料を無料にて送付いたします

<システム開発・販売>

wise

株式会社ワイズ

本社：〒380-0803 長野市三輪1丁目8番14号 TEL. 026-266-0710 (代) FAX. 026-266-0845  
MAIL: info@wise.co.jp サポートダイヤル：TEL. 026-266-0792

<経営状況分析機関>

wisePDS

ワイズ公共データシステム株式会社 国土交通省登録経営状況分析機関 登録番号4

本社：〒380-0815 長野市田町2120-1 TEL. 026-232-1145 FAX. 026-232-1190 MAIL: info@wise-pds.jp  
営業所：北海道営業所・大阪営業所・福岡営業所